

# The Kansai University Bulletin

Osaka, January 1st, 1929 No. 65

# 報學山里千

行發日一月一

號五十六第

年四和昭



(照參明觀頁十二第) 圖瞰鳥園學山里千るた見りよ上機行飛

阪 大

番九四〇一(堀佐土) 話電  
番三二一(田吹)

局報學學大西關

座口金貯替振  
番五七八二一阪大

號五十六第

# 千里山學報

## 第六十五號

### 目次

挿繪——飛行機上より見たる千里山學園鳥瞰圖(表紙)——歸朝せる村上教授と出迎の一行——御大禮奉祝本學專門部學生提灯行列——故山岡總理事——校友清水榮松氏——九大千里山會創立記念撮影——千里山山岳部員室戸岬キャンピング——千里山山岳部卒業會員送別會——濱寺に於ける全國優勝相撲大會——故マーシャル教授書齋に於ける中村留學生——萬國地理學會のフェンランド視察保險信託に就いて(續)關西大學講師 本莊鉄次郎 勞働法の基礎觀念 關西大學講師 吉田一枝 學内報 國家試験登第者——文部省屬官來學——第二學期試驗施行——第三學期授業開始——村上教授歸朝——田川圖書主任全國圖書館大會に出席——山岡總理事の逝去——圖書館報告——中村留學生の動靜——野村幹事長辭任——表紙說明——校友の面影——清水榮松氏 校友 彙報 學生 彙報 雜 錄 高垣博士著『貨幣の職能を讀む』森川太郎

## 保險信託について(續)

關西大學講師 本莊鐵次郎

### 信託價格の決定

凡そ信託を引受けたる受託者は、其の固有財産は固より各個の信託財産につき其の計算を明かにしなければならぬ。殊に信託會社は毎半年貸借對照表を作成して之を新聞紙に公告しなければならぬ(信託業法第十三條)從つて保險信託を引受けたる信託會社は、何を標準として保險信託の現價を計算すべきか。換言すれば、貸借對照表中保險信託を表示すべき信託價格は如何なる標準によりて之を決定すべきかの問題を生ずる。蓋し保險信託は前號に述べたるが如く保險金受取人の權利が信託せられたるものであるから、保險金受取人としての信託會社が有する信託財産の現價は之を決定する標準を異にするによりて如何様にも定め得るからである。而かも現在の如く各信託會社が夫夫各自の選ぶ所に從つて別個の標準を採る時は其等の各信託會社の財産目錄は一定の評價方法によりて計算せられたるものでないから之を見る上に於て甚だしく不便である。此の如きは信託業法が特に信託會社の公益的性質を重んじて其の計算を公開せしめたる趣旨を没却するものであるから速かに適當の標準を一定すべきものである。

TO ALL OUR FRIENDS ABOARD  
we extend our very best wishes for  
a Merry Christmas and a Happy  
New Year.

EDITOR,  
THE KANSAI UNIVERSITY BULLETIN.

準が各信託會社によりて區々となつたのであらふか。其の理由を案するに蓋し (1)前號に述べたるが如く保險信託の本質に關する見解が一定せざるが爲め夫々の見解に適當なる信託價格決定の標準を探るに到りたる事 (2)後に述ぶるが如く保險信託の信託價格は之が決定の理論的標準として完全なるものではなく從つて各自各個の決定標準を探るに到つたものであらふと思ふ。大體に於て保險信託の信託價格決定の方針は之を二大別する事が出来る。即ち比較的理論的根據に基きて之を決定する方法と、主として實際的便宜を重んじて之を決定する方法とである。今左に決定標準の簡單なるものから順次に論評して見やう。

一、保險金額  
保險信託は、前述の如く保險事故發生したる時保險金額を受領し得る保險金受取人の權利を信託したるものであるから、保險事故發生前に於ける保險信託の信託價格換言すれば保險金受領前に於ける保險金受取人の債權の現價は、保險事故の發生によりて初めて受領し得る其の保險金額なりと言ふ事は固より出来ない。何となれば (1)保險者の資産状態に何時如何なる變動を生じて保險金額の全部又は一部の支拂不能を來さんと計り難く、(2)保險契約其のものが何時保險者又は保險契約者によりて解除され或は又全部又は一部の無効となりて保險金額の全額

を受領し得られざるに到るかも知れない。假りに保險事故の發生によりて保險金額の全額を受領したりとするも、受領前に於ける權利の性質上保險事故發生後に於ける確定せる債權に同一の評價を爲す事は出来ない。更らに今日の千圓が明日の千圓と同價値に非ざる事は經濟學の教ふる所であるからである。故に保險金額は保險信託の信託價格となす事は理論上甚だ不適當である。只然し保險金額を以て直ちに保險信託の信託價格として取扱ふに於いては信託會社の實際上の便宜は蓋し之に過ぐる簡便なる方法はないであらふ。

二、信託價格を零となす方法  
信託價格の評價につきは、理論上絕對的の標準となすべきものがないから、何れの方法によるも理論的缺點に於て五十歩百歩なる以上は最も實際上便宜なる方法に就かんとするも亦自然である。從つて此の方法は保險金額が以て信託價格となさるるに不適當なる事上述の如くであるから寧ろ之を零とし又は全部一様に金壹圓と評價し置かんとするものであつて、信託會社の有する保險金受取人の權利は未だ確定せざるものであり、保險契約自體も亦何時失効又は變更せらるるか不明なるものであるから此の如く未だ權利が確定せざる間は之を評價するも無益であり、從つて此の評價は甚だしき困難を値せず寧ろ零又は金壹圓となし置くに如かずと主張するものである然し乍ら信託は本來財産權に關する制度であるにも拘はらず信託會社が無價値なる權利につき營業として其の引受を爲すと言ふ事は如何にも不合理である。故に零と評價する事は不當である。又金壹圓となし置く事も固よ

り適當でない。保險の種類に相違あり保險金額拂込年數、拂込金額等、個々の保險契約の條項を異にするに拘はらず凡て此等を一樣に金壹圓と爲さんとする事は假りに之を以て評價とは言へない。而かも金壹圓の信託財産なりとせば信託會社の取得すべき手數料の算出につき困難又は均衡の當を著しく失するに到るであらふ。故に此の方法も亦理論上之を採り難い。

### 三、拂込保險料

茲に拂込保險料とは、保險契約締結の時より信託價格評價の時迄の間に於て實際に保險者に對して拂込まれたる保險料の總額である。保險料は言ふ迄もなく保險契約の種類を異にするによりて一樣でないから保險契約の價值に對應比例する等差あるの點は以て評價の標準となすに適當する。而かも既往に拂込みたる保險料の總額を標準とするものであるから經過年數による保險契約の區別もされて居る。又實際の計算も容易であり、個々の保險契約に對應する數字であるから大體に於て保險契約の現價を表示する標準となす事は出来る。

然し乍ら、本來所謂保險料は純保險料 (Net Premium) 及び附加保險料 (Loading) より成れるものであつて純保險料とは各保險契約者に對し過不足なく而かも公平なる保險金の支拂を爲し得べき基礎であつて純然たる危險擔保料である。之に反し附加保險料とは保險契約締結の時及其後に於て要する費用を保險會社より保險契約者に對して賦課する相互救済の媒介料であり保險經營費の割當である故に保險料中には保險經營費の割當換言すれば保險者に對する報酬を含むを以て拂込保險

料の總額は決して純保險料の總額とはならない。即ち拂込保險料の總額は保險金支拂の爲に準備せられたる基金額を表示しない。附加保險料は保險者に對する報酬であつて再び歸らぬものであるから純保險料の總額こそ各保險契約の現價決定の標準となるものである。然るに附加保險料は各保險會社によりて純保險料の二割乃至五割を賦課するものであつて一率でないから拂込保險料につき、純保險料及附加保險料の一般的各別の比率を求むる事は出来ない。因是觀之拂込保險料は各保險契約の種類に應ずる比率を表示する數字ではあるけれども其信託會社決定の標準としては不要にして而かも不定なる他の要素を包含するものであるから直ちに之を採る事は適當でない。

### 四、解約返戻金額

保險契約は、保險契約者の解約の申込を爲し又は保險料の拂込を爲さざるが爲めに其の效力を失ひ、或は法律又は契約の規定によりて保險者若くは保險契約者は保險契約の解除權を得て之を行使する事がある。其の何れの場合に於ても保險者は保險契約者に對し一定率の金額を返還しなければならぬ。此の金額を其の保險契約の解約價格又は解約返戻金額と言ふ。解約返戻金は保險者が保險契約者に對して負へる責任を果し得るが爲に積立てたる所謂責任準備金なるべき筈であるけれども保險契約者が解約を爲す場合に於ては解約返戻金額は其の保險の責任準備金額と同一ではない。何となれば解約者は通常健全なる者であつて非解約者たる殘留者は通常虛弱者が多いから保險者が被保險者全體に對して負擔する危險が其れだけ増加する道理であるから此危

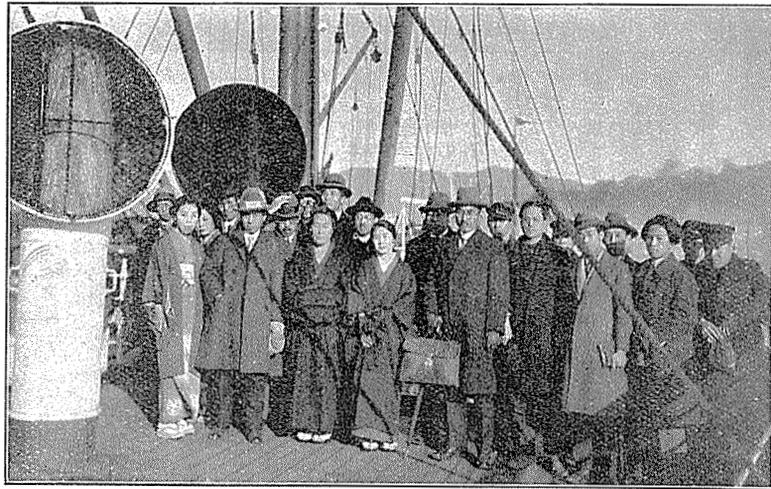
險増加の損失を補償し且つ契約の費用を辨償せしむるが爲めに責任準備金中より適當額を控除せらるるからである。然るに控除額算出の合理的標準を求むる事は甚だ至難であるが我國の實際に於ては前記の所謂抗死力減退に對する補償としては責任準備金の十分の一、契約費用辦償の爲には保險金額の百分ノ二を以て通常とせる由である。假りに之を以て控除算出の標準として一般的のものなりとするも其の基本數たる責任準備金額の算出は更らに容易でない。之には數種の方法があつて各保險會社が如何なる方法を採用せるか又同一保險會社に於ても保險契約の種類によりて其の方法を異にする事なきを知らず非んば此の金額の決定はなし得ない。而かも計算の方法は甚だ複雑難解であつて當該専門の保險者と雖も必ずしも容易ではあるまい。然し乍ら保險會社は一定の表によりて比較的容易に之を算出し得るとしても、信託會社が自ら引受けたる各個の保險契約につき夫々毎半期の決算期に於ける其の解約返戻金額を算出する事は決して容易なる事ではない。固より各國の保險證券には其の裏面に簡單なる此の目的の表が附せられて居るのが通常であるけれども此の表は被保險者の年齢を五歳毎に區別し經過年數も亦三ヶ年乃至五ヶ年毎に記載せられて居るに過ぎないから、被保險者の年齢が表示せられて居ない場合は勿論假令偶然に表示されて居る場合に於ても經過年數が其の表と一致せざる場合には之によりて解約返戻金額を知る事は出来ない。又被保險者の年齢及經過年數が其の表の中間にある場合には必ずしも其の表の前後に表示せられて居る數と年次

的の比例を爲すものではないから兩數を按分する事によつて求むる保險契約の解約返戻金額を得る事は出来ない。而かも本來解約返戻金は保險者が其の被保險者の爲めに積立てたる基金中より前記の特定額を控除したる金額と解約時に於ける未經過保險料とを包含するものであるから信託會社が各個の保險契約に就き各決算期毎に、其時に於ける解約返戻金額を算出する事は假令理論上可能であるとしても實際には恐らく不能であると言はなければならぬ。殊にかゝる至難極まる計算も必ず之をせざるべからざるの必要ありや。困難に値する實益ありや。信託會社は僅少の手數料を得るのみで能く之に堪え得るや。多額の手數料を支拂ひても尙嚴密なる計算を爲す事が當事者の要望する所なりや。等の事情を考慮する時は實際上の理由よりして解約返戻金額は以て信託價格の標準となすに適當なるものであると言はざるを得ない。然らば理論上解約返戻金の性質は果して信託價格の標準として適當なるものなりや。を左に考へて見よう。

保險者が、保險契約者に對して解約返戻金を返還せざるべからざる場合には種々あるが信託會社が保險信託を評價する目的から見れば主として保險契約者の任意なる解約に基く場合を考えなければならぬ。保險契約の解約は保險契約者の任意に爲し得る單獨行爲であつて解約するも何等保險者に對し損害賠償の責に任する要はない。之れ一般に保險約款の定むる所であつて保險契約者は自由なる解約權を有するものである。然し解約權は保險契約者が保險契約を解約し得る權利であつて權

利自體としては何等の財産的價值はないものである。無價値なる權利ではあるけれども必然的に之に伴ふ解約返戻金の請求權は固より財産權であり且つ形成權であつて保險契約者に屬するものであるから保險契約者は保險契約を自由に解約し保險者に對して解約返戻金を請求する事が出来る。然し乍ら保險者は此の解約返戻金以外には保險契約者に對して支拂を爲すべき義務はないのであるから或る時の一點に於ける保險契約の現價は其の時に於ける解約返戻金額なりと言ふ事が出来る。而かも保險者は此の解約返戻金額を限度として貸付を爲すの義務を負擔するのが常であるから解約返戻金額は又同時に證券擔保の貸付金額の限度でもあつて保險契約の現價を表示するものであると言ひ得る。保險事故發生前に於ける保險契約の現價は解約返戻金額なりと言ふ事を得るは前述の如くであるが然らば解約返戻金額は以て保險信託の信託價格と爲す事を得るや。解約返戻金は保險契約の現價を表示するものではあるけれども之を保險者に對して請求し得る者は保險契約者である。保險契約者が法律又は保險約款の規定に依て保險契約の解約權を有し同時に之に必然的に伴ふ解約返戻金の請求權を有する事既に前述せる所である。従つて解約返戻金が保險信託の現價を表示すると言ふも畢竟保險契約者に對して言はるるに過ぎないものである。即ち解約返戻金を受領すべき者は獨り保險契約者のみであつて保險金受取人は全く之に關せ

ざるものである。保險事故發生前に於ては保險金受取人の債權は未だ確定せざるものであり或は保險事故の發生を停止條件とせる條件附權利であつて尙其の效力の發生が停止せられて居るものである。假令其の權利が確定したる時に於ても保險金受取人が請求し得るも



(照会事記程内學) 行一の遊出と授教上村のせ朝朝

のは保險金であつて解約返戻金ではない。保險契約者が保險契約を解約して解約返戻金を受領する時は保險金受取人の權利は消滅し何等の請求受領を爲し得ず。而かも保險金受取人は保險契約者の爲す保險契約の解約を阻止する權限を有しないものであるから保險事故

發生の後に於てこそ保險金を請求し得るもの保險事故發生前に於ては全然保險契約者の意思の儘に従はざるを得ない。假令保險契約者が保險金受取人の指定又は變更を爲すも保險契約者が有する此の保險契約の處分權の行使を爲めに妨げらるるものではない。即ち保險契約者のみが解約返戻金の請求權者であり保險金受取人は全然之に關知する能はざるものであるから假令解約返戻金が保險契約の現價を表示する唯一の標準なりとも之れ其の權利者たる保險契約者に對してのみ然るものにして保險金受取人に對しては全く無價値である。従つて保險信託契約によりて保險金受取人となれる信託會社が其の保險信託の評價換言すれば保險金受取人としての權利を評價するに當り解約返戻金額を以て之に充つるが如きは自己に無關係なる他人に屬する權利を評價するものであつて全く理由なきものである實際に於ては信託會社が保險信託を引受くるに當り保險契約者との間に爾後保險金受取人の變更權を行使せざる事及保險契約を解約せざる旨を豫め特約するのが常であるから解約返戻金は形式上保險契約者に屬するも事實に於ては有名無實の權利であり信託會社は必ず保險金を受領し得るものである。と言ふ者があるかも知れない。然し保險金受取人としての信託會社は保險契約の解約權を取得し得ぬものであり解約返戻金の請求權を有しない信託會社は假令特約によりて解約權が如何様に制限されるとも之れ固より別個の問題であつて信託會社は自己に屬せざる權利を評價して之と異なる自己の權利の評價額となし得ざる事は言ふを俟たぬ。即ち理論上に於て亦解約返

戻金額は以て保險信託の信託價格となすを得ぬものである。  
五、大藏省案  
保險信託の信託價格決定の標準として大藏省の示す所を見るに、  
(1) 死亡の平均年齢に達する期間迄の年限に依り保險金を相當の利率にて割引したる殘額  
(2) 其の年限迄の拂込金總額  
(3) 解約返戻金額  
右の三者を參酌して之を決定すべしとして居る。然し單に參考として示した迄であつて必ずしも之に従はざるべからざるものではないのであつて、實際右の如き不正確なものでは之に従ふとするも各信託會社の評價標準は依然統一を缺ぐに到るのであらう右の内第一標準たる「死亡ノ平均年齢ニ達スル期間迄ノ年限ニ依リ保險金ヲ相當ノ利率ニテ割引シタル殘額」とは信託價格評價の時より被保險者が日本人の平均死亡年齢に達する迄の期間復利によりて利殖して保險金額となるべき現在額を言ふものであらふ。即ち右の期間中現在の何程の金額を利殖せば保險金額に達すべきかを求むれば其の現在額こそ信託價格なり。と言ふものである理論上一應適當の様である。然し乍ら(一)右の「相當ノ利率ニテ」云云とは如何なる利率を言ふものなりや。信託會社が見て以て相當となす利率は各社其の採る所を異にせば結局標準の不統一となるであらふ。  
(二) 信託價格評價の時以後に於て最早保險料支拂義務なき場合所謂拂込濟保險の場合に於ては右の方法は適當なりと言ふ事が出来るけれども其後尙保險料支拂の義務ある場合に於ては必ずしも適當なりと言ふ事は出来ない。

保険料支拂義務は被保険者の終身間なる事あり。又は其後幾年間と一定せる事あり。個々の保険契約に基きて之を調査し此等の保険料總額及其利殖金額が合して保険金額となるべきものであり又保険料支拂義務の有無及期間の長短は其の保険契約の現在價格に重大なる影響あるものであるから是等の點を參酌して極めて複雑なる計算方法を以てするに非れば合理的の現在額を還元するを得ないものである。(三)保險會社が保險契約者に對して示す剩餘金分配所謂利益配當に二種あり。分配すべき金額を直ちに現金を以て交付し又は次回の拂込保險料と相殺する所謂現金配當(Cash dividend)の方法と分配金を以て一時拂保險料と見做し之に對するだけの保險金を本來の保險金額に加算する所謂振替配當(Reversionary dividend)の方法とである現金配當の場合に於ける受益者は保險契約者であるが振替配當の場合に於ては保險金受取人である。従つて後者の場合に於ては保險契約の現價は亦之によりて左右せらるるものなる事は明白であつて其の中の幾分は又既に確定せるものであるから此の點も亦參酌しなければならぬ此の如く考へて見ると大藏省提示の第一標準も亦以て必ずしも適當なりと言ふ事は出來ない。而かも此の方法に依りて計算する實際上の困難は蓋し論外であらふ。又第二及第三の標準に關しては既述の如くであるが此點の三點を參酌して信託價格を決定すべしと言ふも是等を如何様に參酌すべきものなりや。其の各一方法のみを以てしても到底能くせざる所であるから右の大藏省案は單なる理想論たるに止まるものであり且つ贊同し得ざる理想論

である。因是觀之、保險信託の信託價格決定の標準としては前記各種の諸方法とも一として理論上完全なるものはないのである。依つて先づ根本的に信託價格決定の必要なる理由及其目的を探究し之に比較的適當なる方法を採用する外はあるまい。而かも前述の如く凡て理論上缺點あるもののみなれば主として實際上の見地に立ちて之を決定すべきものであると思ふ。即ち保險信託を引受けたる信託會社が財産目録を作成するが爲に信託價格を決定する必要あるものであり信託會社の公益的使命の爲に其の資産負債の状態を一般に知らしむる目的を有するものであるから現在の如く各社各自の方針によりて之を評價する事は一日と雖も看過すべきものではない。此の際徒らに屁理窟を固守して公衆を誤らしめ其の信を失ふが如きは社會の爲に最も悲しむべき事である。既に前述せるが如く保險信託は保險契約の缺けたる社會的效用を有し社會の爲め最も有利有意義なる作用を爲すものであるから希くは名を去り實に就き小を捨て大を活かすの意味に於て前記諸方法中最も實用上簡易なる方法を選び例へば全部一様に金壹圓又は金拾圓と評價し置き其の事務の簡易化に應ずるだけ保險信託に課する手数料を減額して欲しいものである。要は各信託會社の評價方法の一定であつて徒らに複雑面倒なる方法を採用して之が爲に無益なる勞務を空費し餘分なる手数料を支拂はさるる事は信託會社にと

りても亦保險信託の委託者にとりても従つて社會全般にとりても甚だ不都合であるから以上方針の下に實際の見地に立ちて速かに評價方法を決定すべく主務省の盡力を望むものである。尙保險信託の手料は、毎年又は毎半期一定



大體奉本學部專門學部現生燈行列

額を課す方法と信託引受の際一回之を課し爾後毎期僅少なる實費のみを課す方法とがある前記の如き保險信託の社會的使命に鑑み信託會社は特に社會奉仕の一念を以て保險信託引受の際に於ける實費を手料として徴收するの外毎年又は毎半期は一切之を請求せざる様

改めて貰ひ度いものである。斯く言へばとて信託會社に對し必ずしも酷なるものではない信託引受の當初こそ實際手数料を請求すべき理由もあるが一旦引受けたる後に於ては只保險料領收證の整理保管のみが主要なる事務であつて信託價格の評價の如き前述の如く之を簡易化するに於ては全然無手数料と爲すも爲めに大なる損失を生ずる事はない。況んや保險金受領後に於ては其所に利益捻出の確實なる基礎が存するのであるから寧ろ無手数料を以て奉仕し一般の信託を引受け以て保險信託を社會的に活用せしむるの覺悟あり度きものである。

以上保險信託の重要な問題に就きて、略述したから尙此の外手数料の問題保險信託の法律的構成、主務省に對して希望する諸點其他信託會社の保險信託引受上の方針殊に其の際注意すべき諸點等に就きては述べべきものが少なくないのであるが本稿は之を以て一度び擱筆し度いと思ふ。(終)

秋 二商二角 邦雄

△ 大空に只一きれの雲もなく枯れしつた葉に秋深み行く  
 △ ふるさこの柿赤からむ吾が宿のつたに一葉の青きも見えねば  
 △ 窓の邊に落ちしつたばの多ければはやふる郷に鷹も鳴くらむ  
 △ コスモスの咲く宿戀ひし君戀ひしさびしき心青空を見る  
 △ 何氣なくペンもて花をつゝきみる静けき宵かな母はみまさず

# 勞働法の基礎觀念(一)

關西大學講師 吉田 一枝

## 序 説

勞働組合運動は、之を要すれば勞働無産大衆の解放運動であり向上運動であり而してそこに社會のよりよい改造と革新と建設とを招來せんとする一種の文化運動である。然も人類最高完成のため勞働文化の建設創造運動である故に勞働組合運動は社會運動であると共に階級運動である。勞働組合運動の目標と使命——それは産業の立憲協働民衆的經營化と云ふこととでなければならぬ。一國の産業界が何時迄も保守專制獨裁の夢をむさぼり近代の産業經營の道程方策を辿ることがなければ産業界の不安——勞資の紛争は永久に輕減又は緩和せらるゝ事はなからうと思はるるのである。

契約の自由は契約締結の當事者双方が對等の地位に立つて始めて爲し得ることである、即ち各人が凡て平等であり且つ自由であると云ふ前提を是認することによつてのみ其の社會的妥當性を見出すことが出来るのである。今日の産業組織の下に於ては當然に私的企業を伴ひ隨つて賃金制度 (Wage-system, Lohnsklaverei) —— 雇主と賃金勞働者との對立を見るものである、然るに公正妥當なる賃金率 (Rate of wage, Lohnsatzpunkt) は容易に之が基準を表示し難いものである、故に實際上は勞資兩者の經濟上の實力の大小と懸引の巧拙により然も社會思想の準繩を無視することなくそこに道德的の理性社會正義の觀念にあ

まりに相反しない程度に於てその分前を決定するより外に道はなさそうである。この故に賃金制度の存する限り資本主義經濟組織の存續する限り即ち現在の社會産業組織の下に於ては所謂勞働争議は絶滅する時期は到底なからうと思はるるのである。勞働問題とは何ぞやゾンバルト教授は勞働問題とは無産階級の人人に人間らしい生活を與へるには如何なる手段方法ありや、又その手段方法は如何にして適用させることが出来るかの問題であると云うてゐる。即ち一般に無産賃金勞働者に對して如何にしてその實力と貢獻とに相應しい地位境遇を與ふべきかの問題であると云ふことになるのである。

勞働問題は近代に於ける社會問題の中心をなすし又經濟問題の主要部門をなすと同時に重要な政治問題緊密なる思想問題であり又法律問題道德問題物質問題精神問題でもある。然らば何故に勞働問題は斯の如く顯著な難解な問題であるかと云へばそれは社會民衆の最大多数を占むる勤勞無産大衆が生きるか死ぬるかである即ち勞働問題は一國の社會全體に關する問題となるのである。然らばこの深刻な難解な勞働問題は如何にして解決すべきであらうか。

この問題を解決する方策は種種あるがそれらの方策就中勞働者自身によつてその解決を目標とする運動——之が勞働運動であり勞働組合運動である。而して之を國家法律の力により緩和解決を目標とする運動——之が勞働立法運動である。エンゲルスは人間は政治學問藝術宗教等を營み得る前に何はさて措き先

づ食ひ飲み住み且つ着ねばならないと云つたが氏の言葉を待つ迄もなく生存が人間活動の基礎でありそのためには私共は何をさて措いても先づ飯を食うて生きなければならぬ。凡ての人は生きなくてはならない生きて行くためには飯の問題パンの問題を解決しなければならぬ。人人が人間らしく働いたら『人間らしい生活』(Menschlichen würdigen Daseins) 生存の出来る世界を創造しなければならぬ。然らば如何にしてすべての人間が人間らしい飯を食ふことが出来ませうか。之れ地上に於て尤も嚴肅にして且つ緊急な問題である。然らばどうして人間らしい飯を食ふか勤勞することである之も亦寧に平明な事實である。世の中の多くの人人はみな勤勞してゐる働さへすればさうやら飯を食ふことが出来ると思つてゐる、働け働け稼ぐに追ひつく貧乏はないと誰かが云つた。一九一八年八月十日のロシア社會主義聯邦ソビエツト共和國憲法第十八條は勞働を以て共和國全公民の義務と認め『働かざる者は食ふべからず』(Wer nicht arbeits, soll auch nicht essen)と云つて居る。

貧乏してゐるのは一生懸命に働かないからだ十分に額に汗を流して勤勞しなへすれば決して飯の食ひはぐれはないものだと道學先生は云ふ。之はたしかに半面の眞理はある即ち貧乏して食へなくなるのは往往にしてその人の怠惰のためである場合もある。そんな場合には稼ぐに追ひつく貧乏はないと云ふ説教や格言でこの貧乏問題生活問題失業問題は完全に解決されてしまふ。ところがが、個性の缺陷から來たものでなく社會の制度組織から來

た貧乏であるならば説教や格言ではさうしても解決はつき兼ねる。若し稼ぐに追ひつく貧乏がないならば常に營營として勤勞することによつてのみ其日其日の糧を得てゐる勞働者被傭者は何時も金持である筈である勤勞する者が常に富むと云ふならば勤勞者の名は富者金持と同じ筈である。然るに今日の制度の下に於て勞働者と云ふ名は無産者と云ふ名と同一義であると云ふことは何と云ふ皮肉な社會現象であらう。一方には朝から晩まで生命がけに働いて働いて働き抜いて居るのに尚ほ依然として貧困に追ひまぐられ生活の糧にも窮し借金取り貧乏神に責められ録録人間らしい生活——飯——慾望すらも充足し得ない多くの人人が存在してゐる事實を見ると同時に又他方には終日終夜無爲安閑として懐ろ手して人間離れのした否な或意味に於ては人間らしくらざる慾望迄も十二分に満足し贅澤三昧の悅樂に耽つてゐる多くの人人も存在してゐる事實を私共は觀るのである。

斯くして問題は現代の社會制度組織に對して正しい改造と修正とを要求して來たのである現代の社會には政治にも經濟にも教育にも實業産業にも軍事にも外交にも即ちあらゆる方面に色色改修をしなければならぬものである又現に改修改修の行はれてゐるものもあるこの改造の方針修正の標準は要するに人間らしく働いたら人間らしい飯が食へて人間らしい生活生存の出来る様に改修することである。而して眞剣に眞面目に正しく勤勞する者が尤も尊敬される。社會の創造、これが萬人共通の念願でなければならぬ。一婦織らざれば天下何處にか凍ゆる者を生じ

一夫耕さざれば天下何處にか飢ゆる者を生ず  
生きとし生ける者は必ず勤勞すべし勤勞は人  
として生きる權利であり又義務である。凡そ  
一國國民の勤勞感の高低は實に一國國家の運  
命に影響するものである。自己の勤勞により  
て自己一家の生活を支持し餘力がすすんで  
社會國家のために盡力する人こそ眞に國家社  
會の寶であり人類の恩人である。

正しい飯を與へよ人間らしく生かしめよと云  
ふことが私共の全人格的要求でなければなら  
ない。社會がより公正な更に文明的文化的人  
道的なものとなり多くの人人がより安心とよ  
りよき希望とを以て人生を樂しみその生存目  
的を達成し得るに到ることは萬人共通の念願  
であり宿望である。

人間の意識がその存在を決定するものでなく  
寧ろ彼等の社會的存在が意識を決定するもの  
であるとのマルクスの言葉は私共は相對的に  
その妥當性を認むるものである。各人はその  
能力に應じて各人にはその慾望に應じてとは  
マルクスが彼の理想社會終極の目標であつた  
様である。之は彼一流の唯物的な考察に基き  
豊富なる生産ある所によく自由なる人格の實  
現完成發展がなければならぬと考へたもので  
あらうと思はれる。然るに事實は之を裏切  
り今日見るが如き社會的禍惡を生みつつある  
ものであるから一方に如何ほ豊富なる生産、  
有效な生産方法が行はるると必ずしも他方  
に於て道徳的自制倫理的意識が向上し進展し  
成立するものであるとは云ひ得ないのである  
自由と云ひ解放と云ひ改革と云ひ皆ある限度  
のあるべきものである。思想及言論は自由で  
ある。但しそれは國家生活人類社會生活の大

局から遠觀し人は他人に迷惑を及ぼし損害を  
與へない限度範圍に於てその思想並にその言  
行は自由であると云ふ意味である。即ち人間  
の思想並に行爲の自由が人類の共同社會の安  
泰と福祉とのためにこの自由にある種の制限  
拘束を加へる義務が生じて來る譯である。何  
となれば自由の濫發即ち放縱は人類の共同團  
體大多數人の自由と平和と幸福と安全とを奪  
ふことになるからである。

人類共存の本義は共生共榮にある我も生き彼  
も生き我も存し彼も存することが人間生活の  
基調である。自ら生きることのみを知つて他  
と共に生きること知らない者は社會を毒す  
るものである。而して何處迄も全體として生  
きることであり樂しむことであり榮ゆること  
であり、而して共に與に協力して人類最高文  
化の完成のために協働することである。

私共お互が住んでゐるこの現實の世界とあの  
理想の世界との間には餘りに大きな溝渠があ  
り餘りに大きな距離がある。而してこの距離  
は人類の社會生活に於て殊に甚だしいものが  
ある。この溝渠を埋めこの距離を縮め生存上  
の困難を除去し撤廢しようとする努力があら  
ゆる方面に於て人類の歴史上に顯はれてゐる  
キリスト教に於てはエデンの園の恢復となり  
佛敎に於ては淨土となり、哲學に於ては理性  
の命する當爲の世界となり、政治の方面に於  
ては革新革命の運動となり、經濟の方面に於  
てはその組織改造の運動となり、法律の世界  
に於ては自然權倫理權又は基本權確立の提唱  
となつてゐるのである。

織改造の運動、又法律の世界に於てその目標  
とする基本權確立の提唱とは抑も何ぞ。  
畢竟するに『各人をしてその生存上に於てそ  
の所を得しめよ』換言すれば各人の人格的生  
存權の要求即ち之である。

今日法律制度の中心をなしてゐるものは資本  
であり財産であり人間ではないのである。換  
言すれば勞働と云ふ人格ではなく所有物と云  
ふ物である、之は從來の法律制度が財産法を  
以てその骨子としたところのローマ法に大體  
その基底を置いてゐるからである。  
アントン・メンガーは現在の財産法——その  
中心を形成してゐるものは私有財産ではある  
が——を批評して次の如く云うてゐる。  
(Anton Menger; das Recht auf der vollen  
Arbeitsbeitrag sein Geschichtliche  
darstellung 1903)

(1) 勞働階級にその勞働の全收益 (vollen  
arbeitsbeitrag) を確保して居らない。  
即ち現行の私法は私有財産を認むることによ  
り現存する。財産物殊に生産手段を各個人の  
自由を使用處分に任せ斯くしてこれ等の個人  
に社會的にある地位を與へ此の勢力的の地位  
を有するために彼等は自己が勞働することな  
しに所得を得、以て之を自己の慾望を充足せ  
しむるために充用し得るのである、而して受  
領するこの所得はサンシモン、オッドベルタ  
スは賃料 (Rente) と云ひマルクス、トムソン  
は剩餘價値 (Mehrwert) と云ひアントン・メン  
ガーは之を不勞所得 (Arbeitslose einkommen)  
と云ふ。

(2) 各個人個人の凡ての慾望を現存する資  
料に應じて正しき充足關係に置くことを目

的として居らない。  
現今の私法丈の關係に就て之を論ずるなら  
ば以上(1)(2)の關係はマルサスによつて多  
少残酷な程然し卒直に不遠慮に次の文句によ  
つて言ひ表はされてゐる。即ち

『既に所有權の行はるる此の世の中に生れて  
來たものは若し彼が正當な要求をなしうる親  
達より生活の資料を得ることが出來ず然も且  
つ社會が彼の勞働を欲しないならば食物の最  
少部分に對する權利の要求をもつて居ない。  
實際彼はその生れて來た世界に於ける全くの  
餘計なものである。自然の盛大なる饗宴 (natu-  
re's bounty feast) に於て彼のために設けられ  
た空席は一つもない自然は彼に出て行け(去  
れ)と云ひ且つ直にその命令を執行するであ  
らう。』(Malthus, An Essay on the Principle  
of Population 1802年2版)

なるほゞ私法のこの缺陷は公法上の制度即ち  
防貧貧民救助によつて或る程度迄は矯正され  
て居りますが併し長年月に亘つての經驗は之  
の救濟方法の不十分なることを實證したので  
ある。近頃に至り工場法、鑛業法、船員法、  
健康保險法、失業出產死亡、疾病災害廢疾、  
孤兒寡婦、養老の各保險法、工業勞働者最低  
年齡法、職業紹介法、船員職業紹介法、最低  
賃金法、未成年者に對する扶養及義務教育制  
度等各種の社會立法の實施によつて社會構成  
の各員は彼の生存慾望の充實満足に對する法  
律上の請求權を有するものであると云ふ思潮  
傾向を把持するに至つたものである。

たつてゐるものである、總ての社會主義の財産法はその學說により若干その説くところを異にしますがメンガーも述べた様に要するにその常に目的とするところは、

(イ) 勤勞無産階級に彼等の勤勞の全收益を確保するか、然らざれば

(ロ) 各個人個人の慾望を現存する資料に應じて正しき關係即ち充足關係に置かうとすることに存してゐる様である。換言するならば勢力關係支配關係に置かれてゐる現行の財貨の分配に代ふるに經濟上の目的……慾望必要によつて支配される財産法が出来なければならぬと云ふことに歸するのである。

第十八世紀の末葉以來文化諸國民間に漸次にその地歩を占めつゝある社會主義運動は以上二つの目的に傾注されてゐるものであると觀することが出来やうかと思ふ。

今第十七世紀第十八世紀に於ける政治運動の追求した目標——即ち若し之を政治的基本本權 (die politische grund Rechte) と云ひ得るならば前述した社會主義運動の目標なるものは——即ち經濟的基本本權 (die ekonomische grund Rechte) なる名稱をあげ社會主義終極の目的を云ひ表はすことが出来ようかと思ふ。

今若しすべての勞働者被働者が彼の勤勞の全收益を確保すると云ふ命題が妥當衡正なものとするならば茲に第一の經濟的基本本權であるところの全勞働收益權 (Recht auf der vollen arbeitsersatz; Right to the whole produce of Labour) が承認される。次に若し凡ての慾望は現存資料に應じ各個人個人に充足關係に置かれなければならぬと云ふ命題が妥當衡正

なものとするならば、茲に第二の經濟的基本本權であるところの生存權 (Recht auf Existenz Right to Existence, droit a la vie) が承認される。更に第三の經濟的基本本權——生存するためには各人は勤勞する義務を負担すると云ふ即ち生存權の特殊の變態である勞働權 (Recht auf Arbeit, Right to Labour, droit au travail) が承認される。

メンガーは前記の全勞働收益權、生存權、勞働權の三つの經濟的基本本權を以て社會主義法律秩序の基本本權としてゐるが今日に於ては之に少くとも更に第四に人格權 (persönlichkeits recht, Right of personality) を加へ第五には經營參議權 (mitwirkungs recht) 又は企業管理權 (mitbestimmungs recht) を追加することの妥當なるを思ふものがある。而して本稿に於てはこの五つの權利に關する當否の論はともかく勞働法 (Arbeits recht, Labour law, Legislation industrielle) 社會法 (Sozial Recht, social law) を論せんとするものは一應考察して見なければならぬ命題であらうと思ふ。

私共は思想と現實、理念と實在との對立を認むるものであつて所謂基本本權 grund Recht の要請確立は畢竟するに理念の王國に屬し實在の世界には屬して居らないものであると信ずるものではあるが兎にも角にも基本本權の要請確立の觀念が一步一步と漸次に現實の法律制度となつて理念の方向に進展充實轉化の過程を辿りつゝあることを看取し得るのである。

抑もローマ法は所有權本位の法律であつて現在法律制度は如何なる意味に於てもローマ法思想——純財産權的思想の復活であり又現 (以下十六頁に續く)

### 學 内 報

#### 國家試驗登第者

本學卒業業者中昨年度高等試驗の合格者は本誌前號學内報所報の通りであるが、報告洩れがあつたので左に追報する。

高等試驗司法科合格者 (十月三十日發表)

大 三 專 法 加 藤 正 次

大 一 五 專 法 安 富 敬 作

大 一 五 專 法 阪 井 宗 十 郎

#### 文部省屬官來學

去る十二月十日文部省檢定委員會書記兼文部省屬大迫秀氏來學され本學專門部並びに本學圖書館を視察するところがあつた。

#### 第二學期試驗施行

本學年第二學期試驗左の通り施行せられた。  
大學豫科 自十二月十四日至十二月廿二日  
專門部 自十二月十九日至十二月廿一日

#### 第二學期授業終了

本年度第二學期授業左の通り終了した。  
學部各科各學年 十二月二十二日限  
大學豫科各學年 十二月十日限  
專門部各科各學年 十二月十五日限

#### 第三學期授業開始

本學年第三學期授業を左の通り開始の豫定である。  
昭和四年一月十一日

#### 村上教授歸朝

本學教授村上喜貞氏は歐洲各國視察を終へて舊臘十二月十七日午前八時神戸入港の鹿島丸

にて、無事歸朝された。當日本學より田川、遠藤、二氏の外に堀講師その他教職員並びに學生有志神戸に迎へて、長途の旅行恙なきを祝した。

#### 田川圖書館主任全國圖書館大會に出席

去る十二月三日より五日に亙り京都市に於て開催された第二十二回全國圖書館大會に本學圖書館よりは田川七郎氏出席し各般の協議會に列し見學に加はるところがあつた。因に同大會には全國圖書館關係者約三百名に及び眞摯なる研究の發表討議等行はれ極めて盛會であつた由である。

#### 中村留學生の動靜

滯佛中の本學留學生中村良之助氏より本學某講師宛の十月中旬の通信によれば、同氏は極めて壯健にて日々研究を積んでゐられる由である。村上教授とも逢ひ、共に學校の近狀を心配して話し合ひ、其節、村上教授はスペインへ行つて十一月中旬歸朝の途につくと談してゐられたとも記されてゐる。第十八頁の寫眞は中村氏より送付し來りしもので、裏面に左記の如く説明が委しく記されてゐるものである。

—寫眞(A)—去る七月ケムブリツヂに於ける萬國地理學會マール・ライブラリーで撮つてもらった寫眞です。前の机は故マール博士が生前に使用されたものです。何と言ふ因縁か此經濟學者を記念する圖書館の樓上がケムブリツヂ大學の地理學教室なのです。同一建築物で丁度玄關の左方が此圖書館で、右方が地理演習室、地理學の圖書館です。その二階が地理普通教室になつてゐます。會議はアイト・スクールでしたが地理學の各部門の内、人文—

政治—經濟地理の部は此の所を使用したのです。マ  
ーシャルの經濟書特に Trade & Industry の中には  
私等の参考とする所が多いのですが今たまたま此會  
議に來て、朝夕に此圖書館に親しみ得たことは、何  
だか妙な因縁と思はれ暗示にうたれましたことす  
現代の文明の核心が經濟にあるなれば、今後の地  
理學も多分に經濟的色彩をおびることであり、同時  
に偶然にも經濟學者の圖書館と地理學教室とが相接  
してゐることは、あながち偶然ではないでせう寧ろ  
當然でせう。

—寫眞(B)—此寫眞も同じくケムブリッヂ滞在中  
の事柄に屬します。七月十九日午後ケムブリッヂ  
から先づ大體北部に當る所にある Wicken, Ely の  
兩 Fenland、見學の時にうつしたものです。中央に  
稍こつちを向いて手に地圖をもつてゐる人が Prof.  
J. Stanley Gardner 氏です。別に私の直接に興味  
をもつた譯でありませんが、土地の沈降現象殊にこ  
うした、内陸と沼澤地がしかも二五〇〇平方哩の廣  
さであることは一寸意外でした。これによつても英  
國の土地自體が餘りめぐまれてゐないと思ひました  
のです。

此途中に有名な Devils Dyke があるのです。し  
かも此 Dyke を境界線として、一つは East 他方は  
豊かな草原地をなしてゐるのでノルマンの當時から  
この線を隔てて領土の奪争が行はれたと思ふと自然  
人をはなれて、人間人となつた時節、Man-Hunter  
の時代が來たと實感致しました。……中村長之助

### 仁保學長令兄の訃

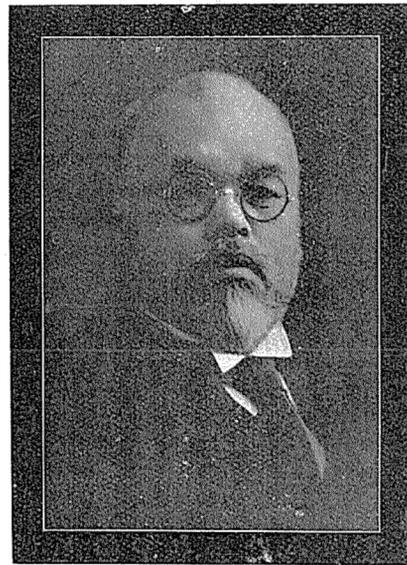
去る十一月本學學長仁保龜松氏令兄が逝去さ  
れた。同二十九日三重縣阿山郡柘植村の本邸  
に於て佛式に依り本葬が執行され、本學より  
は馬場生徒監本學を代表し參列弔意を表した

### 山岡總理事の逝去

本學總理事山岡順太郎氏は、豫てより腎臟炎  
を患ひ天王寺常盤通の本邸にて療養中であつ

たが、病勢一進一退して恢復拂拂しからず、  
甚だ憂慮されてゐるが、最近に至り尿毒症を  
併發し、去る十一月二十六日午前十時十二分  
藥石效なく遂に近親に守られつゝ、永眠された  
氏は石川縣

士族山岡美  
幸氏の長男  
若くして遞  
信省の屬吏  
となつたが  
幾許もなく  
して官を辭  
し、明治三  
十一年大阪  
商船會社に  
入り、文書  
課長、内航部長、支配人等を歴任し、同四十  
四年取締役推され、更に大正三年副社長に  
就任、後大阪鐵工所社長、大阪商業會議所會  
頭に就任し大いに大戰後の財界に活躍したが  
大正八年日本電力株式會社設立を計畫し、自  
ら創立委員長となり次で社長に就任し専ら同  
社の經營に力を致した外、現在、日本電解製  
鐵所、大阪住宅經營、關西電力、美草土地各  
社長、大阪商船、大阪曹達各取締役、大阪海  
上火災保險、大阪製鐵所、大阪機械工作所、  
大阪鐵工所、大阪鐵道、黒部鐵道、阪堺電鐵  
木津川土地運河各相談役として幾多の事業に  
關與し、華城財界の重鎮として衆望を擔ひ、  
且つ濟生會監事、協調會監事その他多數公共  
事業に携はつてゐた。特に教育界に盡した功  
績は甚だ大いなるものがあり、大阪商科大学  
大阪高等工業商議員たる外、本學總理事とし



故總理山岡氏

て就任以來、銳意、學勢の興隆に努め、本學  
が今日の盛運を見るに至つたことは殆んど氏  
の功に依ると言ふも過言ではない。大正十一  
年本學の新大學による昇格、並に、千里山學  
舎の建設等に於ける氏  
の盡力功績は既に衆知  
の事實に屬し、本學の  
歴史と共に永久に没す  
べからざるものがある  
氏は享年六十三歳、  
前途益多事、本學の將  
來氏に俟つ所甚だ多き  
を思ふの時、氏の長逝  
を見るは誠に遺憾の極  
みである。

は去る十一月二十九日天王寺本坊に於て舉行され  
た。委細に關しては次號本誌に「追悼録」編纂の

### 閱覽圖書分類別月計表

自昭和3年10月22日  
至昭和3年11月20日

科別	法文學部		經濟學部		大學豫科		專門部		計	
	和漢書	洋書	和漢書	洋書	和漢書	洋書	和漢書	洋書	和漢書	洋書
總計	63	5	69		116		1		249	5
哲學	6		1		53		8		60	8
宗教			2		12				14	
歴史地理	14	1	27	1	73	6			114	8
政治外交	2		4		17				23	
法律	159	4	6		44				209	4
軍事										
統計										
經濟	6		59	23	38	7			103	30
保險貯金			1						1	
商業	2		7	2	17		1		27	2
交通運輸					1				1	
財政	4		5						9	
社會	6	1	11	2	34	5			51	8
教育	5				1				6	
科學	1	1			2				3	1
工業			2						2	
美術	8		3		9	2			20	2
文學	5	2	2	1	39	11			46	14
文	68	11	43	6	340	16			451	33
計	349	25	242	35	796	55	2		1389	115
合計	374		277		851		2		1504	

### 入館及閱覽人員

自昭和3年10月22日  
至昭和3年11月20日

開館日數	入館人員		閱覽人員	
	人員	一日平均入館人員	人員	一日平均閱覽人員
20				
法文學部	595	29.8	271	13.6
經濟學部	310	15.5	138	6.9
大學豫科	1570	78.5	579	29.0
專門部	2	0.1	2	0.1
計	2477	123.9	990	49.6

### 圖書館報告

選びになつてゐるので、次號誌上に發表する  
昭和三年十月二十二日より同十一月二十日に  
至る圖書館統計は次の通りである。

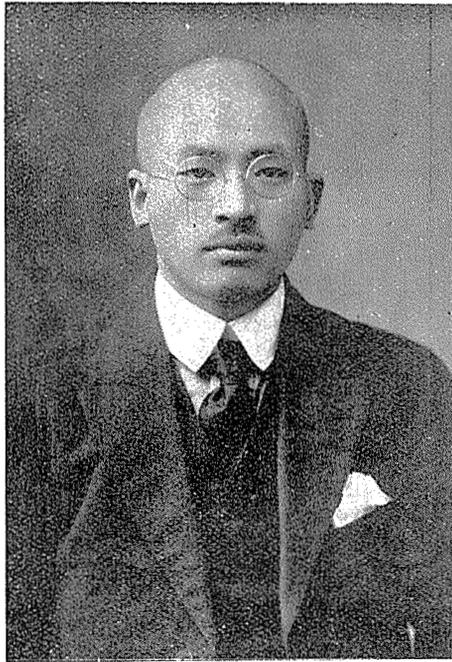
### 校友の面影

日本電力株式會社用地係長

清水榮松氏

大正九年法律學科卒業

清水榮松氏は明治二十九年三月福井縣に生る。郷里の中學を出でて、大正七年來阪、本學法律學科に入り、螢雪の勞、鑿壁の苦を累ね、大正九年七月本學を卒業、直ちに日本電力會社に入社、庶務課文書係主任を経て本年四月主事に昇格、用地係長に累進す。氏の人と爲りや豪宏義を尙び、弱を扶け、強を凌ぎ、而も天質英敏にして思慮周密、同社に於いては從來主に外部的交渉の事に當り、その敏腕と偉略とを以て内外の畏敬を受くるに至つた人である。



氏 松 榮 水 清 友 校

一日大阪ビルディング七階日本電力本社に氏を訪れ、親しく氏の所感を聴く。「我が日頃感じてゐることは官私大學出身者に對する甚しい差別待遇です。私共が會社へ入學した當時はこれが殊に甚しく、私學出は一も二もなく蔑視せられ、仕事の能率から言つても官學出八に對する私學出十二の働きのしなければ同一レベルに見てくれなかつたのです。で勢ひ私學出が幾らかでも認められようとすれば、官學出八に對する私學出十

五の働きのしなければならぬ。これが私にとつて何よりも癪の種でした。けれどもさうにかかうにか艱苦を忍んで今日に至りましたが、それで私は母校から入社して來られる後輩に對して何時もさう申します。官尊私卑の弊風は容易に取除かれはしない。だから要するに官學八に對する私學十五の働きのしてやることだ。さうすれば上司は自らその力を認めてくれるだらう。給料の如き問題に至つても求めるに先立つて與へるのが今の世の中で

ある。これも致し方がない。君等は須らく與へよ、然る後に我求めんといふことを常に念頭に置くがよいと言ふことをね。しかしこれも今少し大きな立場から見れば官學出とか私學出とか、さういふ學歴云々は問題にならないと思ひます。これに就いてよく思ひ出すのは、私共の卒業式の際、當時の學長織田萬博士が卒業生に對し一場の訓辭を與へられた。その中に『諸君は今日目出たく本學を卒業せられることゝなつたが、しかし

諸君は大學を出たといふつもりで社會へ出てはならない。尋常小學校の六年を卒業したつもりで、言ひ換へればさうにか國民教育を終へたといふ自覺を以て社會へ出て行かなくてはならない。さうすれば社會は必ず諸君を歓迎するだらう』

と言はれた學長の言葉である。就職難の聲囂しい今の世の中ではあるが、所謂就職難は決して眞の就職難ではない。自ら職を求めずして就職難と叫ぶのである。大學を出れば直ぐに月給取りになれるといふ考へは尠くとも誤つてゐる。大學を出たといふ考へは、社會に出てさうにか人間らしく働けるやうになつたといふ自覺に置き換へることによつて、明日からは、法被を纏ひ、ハンマーを手にするつもりで社會への第一歩を踏み出したなら、社會はさうしてこれを歓迎しないで置かう。艱難は人生の砥礪なりとは至言である。嚴冬を忍ぶにあらざれば千紫萬紅の春に遇ふことは出来ませんものね。」

筆者は「成功は結果であつて目的であつてはならない」と言つたフオオベルの言葉が今更の如く思ひ出されたのであつた。學報についての意見はと何へば「毎毎送つて貰つて寔に有難い。母校を訪ふ暇もなく校友諸氏とも餘り會ふ機會のない私は母校やら校友やらに對する懐しみをこれによつて辛ふじて繼續してゐます。内容體裁等についても申し分はないと思ひます」とのことであつた。氏は吹田に居住せられる。令閨との間に令嬢達子、令息驍の二子があり、家庭に於ける氏は趣味として宗教書を愛讀せられ、一家の生活は極めて平和である。

實業界に於いて比較的寥涼を覺える本學校校友中、氏の如きを見出すは獨り筆者のみの欣びではあるまい。擲筆するに臨み氏の前途の益光輝あらんことを祈る所以である。

### 校友西村勝太郎氏歸朝

豫て渡米コロンビヤ大學にて經濟商業學研鑽中であつた西村勝太郎氏は、マスター・オヴサイエンスの學位を得此程歸朝された。去る大正十三年四月氏の出發に際し、本誌第十九號誌上にその前途を祝したが、茲に亦氏の學成り名遂けての歸朝を祝するは筆者の欣び措く能はざるものがある。茲に祝意を表する次第である。

### 校友各位に告ぐ

本學校校友並に學友會會員名簿が出来ましたから、入要の方は左記要項御熟讀の上弊局宛御申下下さい。

一、實費——金參拾錢

なるべく弊局振替を御利用願ひます  
但し郵券代用は一割増しにて三錢郵券に限る

一、送料——金四錢  
合 計 金參拾四錢

關西大學學報局

大阪振替二二八七五番

# 校友彙報

## 校友會大阪支部秋季懇親會

校友會大阪支部にては、昭和三年度秋季懇親會を去る十一月十八日午後三時より嵐山三友樓に於いて開催した。當日午前十時天神橋筋六丁目新大阪に集合、同十一時嵐山着、中島にて晝餐當を手渡しされた會員は、三三五五隊を組み、嵐峽に歩を運んだ、時恰も晩秋、霜に痛める紅葉の美は、満山に錦を織りなし紅錦の汁したたりて川に瀬をなすかとあやしまるるばかり、各自、思ひ思ひの木の根、岩角に陣取つて晝食をしたため、秋香を嗅した附近は名所舊跡多き爲め、杖を引いて其處此處となく逍遙を試み、或は帝陵を巡拜し、或は嵐峽の美を探つて大飛閣に至るもあり、健脚揃ひは山山の頂を極むるなごして時間を過し、午後三時に至り一同三友樓に會した。

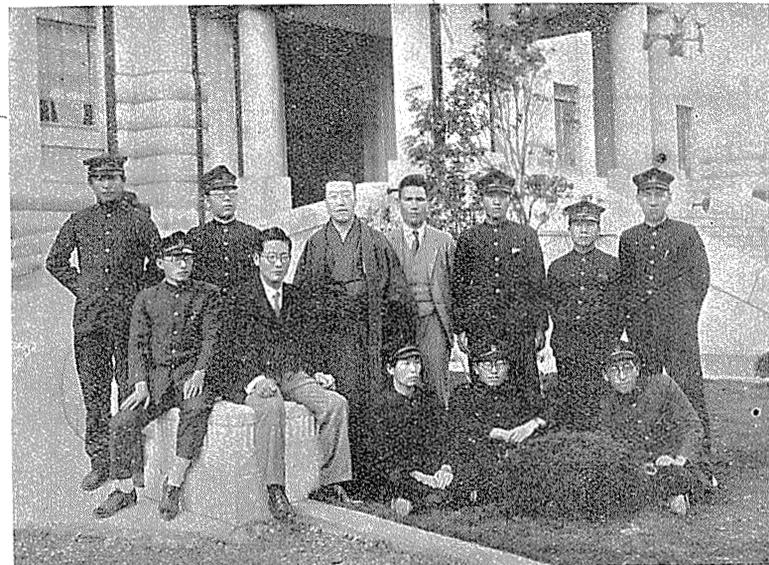
開宴に先つて、先づ砂川支部長の挨拶あり、次いで本學事務理事喜多村桂一郎氏の母校近況報告あり、次いで内藤正剛幹事は立つて、砂川支部長が古稀に達せられたるを機とし、關西大學に對する氏の功勞厚きものあるを以て此際母校に何等かの方法にて功勞表彰をすべきやう意見提出如何、と計り萬場一致にて可決、萬事幹事に一任することとなつた。次いで一同宴に移り、十二分の歡を盡して薄暮散會した。因に當日出席會員は左の通り九十一名で極めて盛會であつた。尙當日本學舊講師膳先生も出席され一場の懷舊談を試みられた。一海景宥、板野友造、糸島實太郎、池島源之丞、飯島善之助、飯田清藏、石川豊、林

經夫、橋本鹿藏、原田鹿太郎、長谷川天地、富田貞男、豊岡佐一郎、大崎萬太郎、笈西大次郎、尾崎信夫、大立目重虎、岡田利雄、和田千一、和田相也、川浪辰次郎、神田榮吉、河村信一、桂忠雄、河村宣介、加藤協一郎、吉村種藏、垂水善太郎、武村英男、高松林之助、竹井小野右衛門、辰巳經世、圓二良、武内省三、田邊信太郎、谷口宗一、竹西宗助、土橋四三、中村鄧次郎、中村秋光、内藤正剛、中江濟、中務平吉、室石常秀、村松岩吉、野島藤次郎、野村次夫、黒田莊次郎、山口房五郎、安川勝太郎、安井鹿七、山本彌一郎、矢島彪、柳延胤、矢口孝次郎、山崎敬義、増山忠次、松山藤雄、松崎義盛、松川茂二、前田常好、古川武、小泉幸治、兒玉善吉、後藤田德太郎、江草次郎、喜多村桂一郎、菊地金次郎、木戸卯之助、木下虎一、木村順次郎、湯原慶太郎、道端常治郎、三島律夫、宮崎秀夫、宮田平三、篠田栗夫、霜村盛郷、志野覺治郎、下村宗二、下島光、新町徳之、神保敏雄、繁森明、平井淳一郎、森内梅吉、瀬上弓之助、關豊馬、砂川雄峻、膳鉦次郎、

立なきを遺憾とし、三年の喜多、川上兩君には試験中にも拘らず、極力會の設立のために努力せられた結果、第一學期試験の最終日である十月三十一日、第二學生集會所に於て發會式を舉行、當日、會て母校で教鞭をとられた助教佐治謙讓先生には、公務多端の折柄

## 九大千里山會創立

九大に法文學部設置せられて三年有半、他の大學専門學校出身者間には、それぞれ同窓會の設立あるに、獨り我關大出身學生の間には其數既に十數名を數ふるの今日、同窓會の設



影撮念記立創會山里千大九

の通りである。助教佐治謙讓先生、林岩夫、西邸治一、徳久俊次、李東丸、川上敬逸、柿原拓、川崎壽夫、吉田奎文、八田薫、矢能巖、喜多憲輔

## 文華會創立

京阪神間在住の昭和三年度専門部文學科卒業生は、その親睦を圖る目的を以て文華會を組織し、その創立總會を十二月二日午後六時よりきくやに於いて開催、左の如き會則を議決すると共に、來年度幹事として、大宅、白川原田、多治見の四君を推薦し和氣需需裡に十時散會した。

### 會則

- 一、本會ハ文華會ト稱ス
- 一、本會ハ當分ノ間本部ヲ千里山關西大學内ニ置ク
- 一、本會ハ昭和三年度關西大學専門部文學科卒業生中京阪神間在住ノ者ヲ以テ組織ス
- 一、本會ハ會員相互ノ親睦ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 一、本會ハ毎年春秋二回總會ヲ開催ス
- 一、本會ニ幹事四名ヲ置ク
- 一、本會幹事ハ總會ニ於イテ互選シ任期チ一ケ年トス
- 一、本會總會ノ期日ハ幹事會ニテ決定シ、ソノ會費ハ總會ノ前月幹事ニ於イテ之ヲ徵收ス
- 一、既納ノ會費ハ返戻セズ

因に本會會員は左の通りである。

磯田賢二郎、濱島久義、原田正男、細坪重吉、戸川一夫、大宅元三郎、吉田松治、多治見眞孝、名迫軍治、中道正雄、海野園城、柳川兵藏、松本實道、藤井專藏、福島博、小橋久雄、近藤岸雄、遠藤銀、榎並喜藏、東三郎、貞松博文、三品金行、白川友三郎、杉本信雄以上諸君。

校友 動靜

森 収次郎氏 (昭三大法) 目下大阪日新聞社に勤務の由。  
 河内 透氏 (大二五專法) 大阪府島之内警察署に勤務。  
 吉田 章一氏 (大三法) 氏は京都土地經營株式會社庶務課長の職に在る由。  
 吉田 虎長氏 (明三法) 過般遞信副事務官として朝鮮木浦郵便局長に就任された。  
 阪下 徳道氏 (明四三法) 目下警視廳警視として東京芝高輪警察署長の要職に在り。  
 平田 奈良太郎氏 (天一法) 今般大津檢事局より京都區裁判所兼京都地方裁判所檢事に轉補された。  
 丸山 計一氏 (昭二專商) 今般計理士登錄、神戸市庄山町一丁目四六に於いて計理士業務に携ることとなつた。

校友住所移動

森 収次郎 (昭三大法) 北區松ヶ枝町四一ノ二  
 坂口 軍司 (天一三法) 住吉區天王寺町三三  
 大島 長次郎 (昭二專商) 東成區中道町三五三  
 後藤 三郎 (昭三專法) 西淀川區大和田町九〇  
 吉田 敬治 (天一四專商) 京城市旭町一丁目九九  
 河内 透 (天一五專法) 此花區春日日出町北港住宅第二十四號ノ一  
 阪口 清司 (昭三專商) 泉南郡春木町三六八  
 楠木 堅 (昭三專法) 三島郡吹田町片山前二二九九  
 長谷川 安治 (天一三法) 姫路市坊主町四二  
 小野 塵一 (明四〇法) 高知市南奉公人町二丁目三八  
 下村 監佐 (昭三專商) 此花區西島町北港住宅二二五ノ二

土居 英雄 (昭三專) 兵庫縣武庫郡西灘村五毛字宮ノ裏一六六〇  
 吉田 章一 (天三法) 京都市外山科町四宮三井澤 茂 (昭三專商) 神戸市下山手通六丁目二五四  
 久田 一榮 (天一三法) 天王寺區筆ヶ崎町三一  
 工藤 義正 (昭三專法) 東京市小石川區竹早町九四岡山秀吉方  
 三野 虎一 (昭三專法) 南區高津七番町南稅務署  
 大隅 末廣 (天一三法) 港區東田中町四丁目七  
 小泉 要三 (天一〇法) 天王寺區縮屋町二〇  
 川上 武藏 (天一五專商) 港區石田布屋町二五  
 樫本 信夫 (昭三法) 高松市松島町一丁目岡田 勝治 (天一四專商) 泉北郡瀨寺町字下石津二九四  
 西木 勝太郎 (天九法) 天王寺區勝山通三丁目六

校友改姓名

(舊) 澤田 正雄  
 (新) 新井 正雄  
 井内 正巳 阪上 正巳

校友逝去

昭和三年十月二十八日 大阪市浪速區廣田町四 奥村宗三郎氏 大正十三年商業學科卒業  
 昭和三年十一月二日 大阪市西淀川區海老江町一〇〇四ノ四 川合信雄氏 大正十五年專門部商業學科卒業  
 昭和三年十一月二十日 朝鮮木浦府郡町一丁目一番地 藤本延介氏 明治四十四年商業學科卒業  
 右訃音に接し謹んで弔意を表す

學生彙報

千里山學友會新委員

昭和四年度千里山學友會委員は過日行はれた選舉の結果左の諸君が當選した、追て任命式を行ふ筈である。

學部第二學年

藤本武一、杉本清治郎、後藤延治、田中基次、中石清一、今井司

學部第一學年

吉川敬一、奥村正一、角村武彦、萩原一、小林元二、小林榮一

大學豫科第三學年

赤司憲二、飯田貞、澤山勝、中川英一郎、堀昇、森田滿茂

大學豫科第二學年

高橋繁信、田淵二郎、佃宇兵衛、三谷幾太郎、阿部正實、石田三郎

大學豫科第一學年

和氣清治、大島謙吉、糸田川信勝、上野達也、淺野時男、藤本宗次

千里山學舍防長會例會

去る十一月十三日(火)午後六時より吹田町旭町『まる』に於て、我が防長會のために随分努力を惜まれなかつた、溝口、三井、野口の三君卒業されるに就きその送別會を開催した。先づ本科二年の守田君在學生一同を代表して送別の辭を述べ卒業生交立つてこれに答へそれより新町先生感慨無量の態で別れの挨拶を述べられ、惜別の情轉た切なるものがあつた。

た。終つて宴に移り一同夜の更くるも忘れて郷土の思ひ出に花を咲かせその間、新町、賀屋、河村の諸先生は色色と有益な御講演をなされ爲に吾吾はいたく感動を受けた。かくて盛會裡に宴を終り、最後に學歌を高唱し、防長會の萬歳を三唱して和氣瀟瀟の中に散會したのは午後十時過ぎであつた。因に當夜の出席者は左の通りであつた。

關西大學哲學會報

本學哲學會は、去る十一月二十七日午後三時よりクラブハウスに於いて例會を開催した。問題の提出者菅先生はアリストテレスのフォーム、マテリーの運動の原理をして如何に現代に活かすべきかを述べられて諸先生の意見を聽かれた。何分問題がアリストテレスの哲學の根本原理なるが故に各先生は独自の立場に取り入れて已に一個の見解を立てて居られるから、社會學的立場としての大山先生の理論、倫理學的立場の片山先生の理論等等、此の原理の活用の方相異は非常に興味ある問題であつた。散會したのは五時過ぎであつた。

佛教青年會報

本學佛教青年會は去る十二月一日午後一時よりクラブハウスに於いて、本科三年の岡島喜一君の送別茶話會を兼ねて例會を開催した。先づ開會の辭として杉本信雄君は信仰確立の第一義諦なる意義を述べ、會、開催の主旨について素朴なる信仰と純真なる佛典の研究に

置かるべきを高唱した。續いて本日の講師、船口滿壽氏の講演に移つた。氏は宗教界の新人里見氏の寮友であつて、其の講演は『宗教意識の革命』と題し、近代的思想を取り入れた日蓮主義をのべられた。終つて送別茶話會に入り梶田順道君の送別の辭と岡島君の答辭があり茶宴になるや講師船口氏に對する會員の質問あり、五時過ぎ會を閉ぢた。會後湯朝龍園君は二三の協議事項を提案し之を議決した。

### 皇陵崇敬會報

第二次第一回例會 去る七月の例會を以て山陵巡拜を一巡したる本會は新學期開始と共に第二次の參拜に着手した。その第一回參拜を九月三十日山科大津方面に行ふ。

午前八時天満を出發京阪電車にて山科御陵前に下車、直ちに天智天皇山科御陵に詣つ。天智天皇は人も知る如く大化の改新を行はれた英君である。今當陵の結構を窺ふに扶桑略記に山陵は山城國宇治郡山科郷北山に在り高さ二丈方十四町とあり、陵は下方を三段に築いた上圓下方の御塚で厚く砂礫を敷いて居る。恰も桃山明治天皇御陵に相似た形式で高さ三十四尺、最下壇は四十六間四方で周圍の玉垣は此の段の上にある。上圓下方の陵の形式は少く舒明、天智、明治、大正の四天皇、昭憲皇太后陵及び後崇光太上天皇陵を數ふるのみである。一同湧き出づる清水に手をなし英靈永久に靜まります山科陵に參拜して、大津弘文帝陵へ向ふ、弘文天皇長等山前陵は大津市別所字南淨慶にあり、小圓墳をなす。今天皇の御事蹟を拜すれば(歴代御陵巡拜の栞より)左の如し。

御名は伊賀守は友友、大友天皇と稱し奉る。天智天皇の御長子で御母は伊賀采女宅子娘、第三十九代の天皇に亘らせ給ふ。天智天皇の十年太政大臣となられたが天智帝御病大漸に際して皇太弟大海人皇子(後の天武天皇)を召して後事を託された。

所が皇太弟は天皇の御意が大友皇子にあるのを察して自ら病と稱され固持して御受けにならず僧となつて大和吉野に入らせられた。依て此の年大友皇子を立てて皇太子となし、十二月天智天皇滋賀宮に崩じ給ふや、太子が即位せられることとなつた。當時奏するものがあつて云ふのに、大海人皇子が吉野に在るは虎を野に放つに近いものであると。そこで翌年天智天皇の山陵を起すに託して美濃、尾張の兵を召された。大海人皇子吉野にあつて是を聞き又兵を起して美濃不破に入り大友天皇の軍と瀬田に戦ふこととなつた。天皇の軍利あらず遂に長等の山前に逃れて自ら縊れ崩じ給ふた。御齡二十五、在位僅かに八ヶ月、水戸光圀が大日本史に大友天皇本紀を作つて御歴代に數ふる迄は天皇を以て御歴代から除いて居たものであるが、明治三年七月明治天皇の勅に依つて弘文天皇と諡され確實に御歴代に數ふることとなつた。上述の如く天皇は非常に不運にあらせられた。山陵も又小規模にして參拜者をして當時を追憶せしめる、參拜の後秋晴の近江路を滋賀の史實を探ねる右に琵琶の湖を眺め左に叡山連峯をながめつ



、阪本街道を行けば道端に大津宮趾の記念碑あり。恐らくは此邊は源頼義の館趾であらう。それより行くこと數町にして滋賀里がある。勤學堂の邊が桓武天皇の宿願で延暦五年に創立した梵釋寺の址がある。此の邊はつい最近滋賀の都趾として發掘されて居る。勤學堂の



千里山山科山員部部員新キキニギン

千里山山科山員部部員送別會

礎石が残つて居る後方の竹林中に完全なる堂宇の礎石を地下三四尺の所より發掘し、所所に瓦を出し、一大寺院の存在を肯定せしめるに充分なる確證を得たものやうである。現に當日も滋賀縣廳の技師が地下數尺の所より(礎石一二尺の所より)彌生式土器と、石爺を發掘して居た。梵釋寺趾を見てから崇福寺

の礎石を見る。山腹にあり琵琶の湖を眼下に眺めることが出來風光言はん方なし。山を下り滋賀の里より石山寺へ秋の月を眺め風流人を氣取らうとしたが京都に於て御大典に使用の弓矢を拜觀するため割愛して京都に歸る。それより直ちに御幸町万壽寺上る柴田勘十郎氏宅に至る。柴田氏謹製の弓矢は即位禮當日紫宸殿の儀に威儀の本位につく人人が捧持する威儀の弓矢並びに當日承明門、日華門、月華門等の衛門に奉仕する人人の捧持する弓矢合計九十六組である。今その弓矢の結構を拜すれば、

衛門の弓は蠟色塗に桐の高蒔繪にぎりには錦を捲き金消鍍金を施し白、紫段巻きの弦を掛けたもの、胡籥は蠟色塗に桐の高蒔繪を現はした平胡籥でこれに金消鍍金の矢尻に水晶の矢管をつけ、鷹羽を矧いたもの十五本を組んだものと大鷲羽を矧いたもの十五本を組んだものと半數つつ合せて三十組であり、威儀の弓は梨地塗に桐の高蒔繪を施し胡籥は梨地塗の桐に鳳凰の高蒔繪を現し平胡籥に金消鍍金の矢尻、水晶の矢管をつけた矢十五本を組んだものと三十三組と梨地に花喰鳥の高蒔繪置いた弓と梨地に花喰鳥の高蒔繪置いた壺胡籥に七本の矢を組んだもの三十三組合計六十六組で矢は平胡籥に組むものを鷹羽を矧いだものと大鷲羽を矧いだものを半數つつ川ひられるのである。柴田氏の十分なる説明をきき、一同非常に喜び京阪電車の人となり、午後十時歸宅した。

### 國文學研究會報

本學講師新町徳之先生を會長とし、専門部文學科學生を以て組織せる國文學研究會の生れ

出では、大正十五年物皆生發展の氣にみ  
つる初夏なりき。創設以來二ヶ年半、日尚淺  
しと雖も克く堅實なる發展を遂ぐ、今その成  
績を録せんに

一、講義 毎週一回新町先生の源氏物語講義  
あり、源氏物語を通じて平安朝時代文學の  
濫奥を究めんとす。

一、圖書廻覽 新町先生の藏書を拜借し  
先生指導の下に會員に廻讀せしめ、國  
語及國文學研究の達成を圖る。

一、輪講 夏期休暇中輪講の方法により  
會員各自の研究を相互發表す、研究を  
了したる書目左の如し。

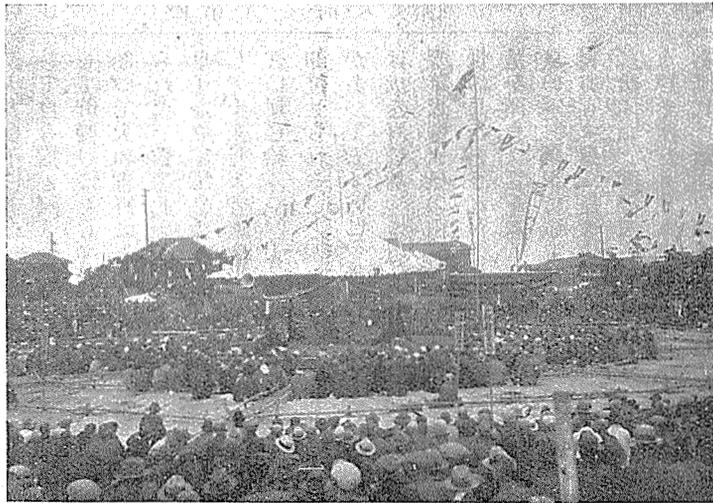
土佐日記。方丈記。唐詩選

一、大原野巡り 大正十五年秋新町先生  
指導の下に洛北大原の里に杖を曳き、  
惟喬親王の墳墓を拜しては、業平の『  
忘れては夢かと思ふ思ひきや雪踏み  
わけて君を見んとは』の歌も思出でら  
れて、不遇に陥り給ひし親王を偲び奉  
り、紅葉の四季の茶屋を訪ねては徳女  
の風流をゆかしとす。三千院、來迎院  
勝林院の寺や寂光院に詣でては大原  
御幸の御さまを哀れに悲しく偲び奉り  
ぬ。新町先生の臨地講話に會員一同そ  
の感銘を深くして得るところ誠に多か  
りき。

一、京都御所拜觀 昭和二年秋新町先生の引  
率にて京都舊御所及仙洞御所を拜觀す、御  
簡素の御模様畏しとみかしこし。  
紫宸殿、清凉殿をまのあたり拜觀して、關  
根博士の『宮殿調度圖解』等を通じかくも  
あらんかと恐察奉りし御造營物、御調度さ

てはまた有職故實のことどもを實際に會得  
し、内裏の跡を偲び奉りて忠敬の精神のい  
や増すを覺えたり。  
午後帝室博物館を見學、終つて烏邊山をそ  
ぞろ歩き、お俊傳兵衛の墓に詣で新高尾の  
秋色を賞つ。

此の如く文献及實際の兩方面より國文學の研



會大撰相勝盛國登るけ於に寺渡

究に精進し、所期の目的達成に努力し來れり  
この境まざる努力は、専門部文學科分立(國  
漢文專攻、英文專攻二科の獨立)の實現とな  
つて酬ひられ、尙近く學部に國文科の増設を  
みんとする機運に際會す。茲を以て層一層斯  
學の研鑽に努め以て國文學研究會の充實發展  
を期し居れり。—安川君報—

千里山山岳部報

龍王山登山——九月十六日。千里山新京阪終  
點を發したのが午前九時、雨を冒して佐井寺  
山田村より小野原村に出て、西國街道を行く  
途中道祖木の神社で晝飯をとる。福井村より  
清坂街道にさしかかるや雨ますます烈しく屢  
松林に憩はねならない有様であつた。雨の小  
歌みとなつた頃漸く忍頂寺に至り、一氣に龍  
王山に登る。雨のために奥の院に行くのを中  
止して下山、午後七時茨木驛で解散。  
—森田君報—

逆瀬川キャンピング——九月二十三日午後阪急  
西寶線逆瀬川に下車、ゴルフ場に至り川向ふ  
の松林にキャンピングの土地を選定する。寶  
塚から來ることになつてゐた人達とも合し、  
間もなく本科生のテント、豫科生のテント、  
倉庫用のテントが張られる。それから夕食、  
散歩。星が光つてゐる。シュベルトの曲が始  
まる。一夜は夢の中に過ぎて行く。この日の  
参加者は

藤田、眞砂、中島、鈴木(以上本科)木村、菅、北川  
櫻井、森田、北元、山本、江上、平井、竹若、西村  
岡澤、徳弘、阿部、中山、高尾、中江、小田西(以  
上豫科、合計二十三名)の諸君である。—森田君報—  
乗鞍岳登山——十月五日、浪華の空は雲暗く  
低迷してしきりに雨を呼んでゐる。森田、竹  
若、阿部、中江諸君の見送られつつ午後四時  
二十八分大阪驛を發し、初雪に輝く北アルプ  
ス踏破の途に上る。車中種種お話を承つた向  
教授と名古屋でお別れして一行は中央線によ  
つて松本に向ふ。午前五時十五分松本着、直  
に電車で島島へ。車窓からは白雪皚皚たる乗  
鞍が靜かに昇る旭光に照映しく彌が上にも我

等の雄心を凌る。約四十分で島島に到着。こ  
こは愈寒さが酷い。麥野街道を進むと追追京  
の大原女を想はせるやうな紺の股引をはいた  
女に逢ふ。奈川渡に着いたのが十時半、奇岩  
は川床を壓して妙、血潮の如き紅葉は清流に  
影を投げてゐる。澤渡より一里二十町の道を  
白骨温泉に至りその夜は此處に一泊。七日三  
時半起床、雨の中を出發熊笹と白樺の道を行  
く笹の峠を越すと羊齒類の多い森林帯に入る  
霧ますます深く濡れた身體は凍えてくる。十  
時漸く冷場の小屋に辿り着く。蓑を着て、板  
の上に寝ること二夜、天氣の恢復を待つ。九  
日早朝小屋を出發、乗鞍小屋に着いてから火  
を焚いて温まり、愈頂上へと登る。雪は雨の  
ために消えてお花畑にも、石にも氷の花が咲  
いてゐる。山頂は舊火口壁及び火口丘の群體  
が起伏し、その間に鶴ヶ池、権現ヶ池等の火  
口湖が碧水湛湛と莊觀を添えてゐる。下山の  
途中雪溪に雷鳥を見、九里の難路を突破して  
午後六時燒嶽山麓の中ノ湯に着き一泊。

燒岳登山——十日午前六時出發、頂上まで一  
時間、噴火口は大小三個、何れも數個の硫氣  
孔が列をなし多少の亞硫酸瓦斯も噴出してゐ  
る。大正四年六月大噴出の泥流が梓川に向つ  
て押出して出來た『大正の池』は物凄くまで  
碧い。この大正の池から黒澤附近まで長さ十  
二軒のS字形盆地が近時國立公園に擬せられ  
てゐる。海拔七千尺の徳本峠を越して歸止の  
瀧に出で、歩き難いトコ道道を三里島々に  
至る。日は暮れ果てて、深谷の夜は堪へ難い  
までに身に沁む。夜行の列車で歸阪、十一日  
正午大阪驛頭で解散す。因に一行は木村、西  
島、平井の諸君である。—平井君報—

室戸岬キャンピング——十一月二日午後三時半  
 小雨降る中を部員数名に送られつつ天保山棧  
 橋を出帆、兵庫港にて一先上陸、食料品なご  
 を仕入れ、再び船上の人となる、この夜風波  
 漸く激し。三日午前七時半高知着これより町  
 まで一里餘、農人橋より巡航船で浦戸に上陸  
 最近建立された坂本龍馬の銅像の下で第一回  
 のキャンピングを行ふ。四日、再び高知へ、  
 それより愈目的地室戸へ向ふ。船は手結港に  
 寄つて午後三時頃室戸に到着。自動車を驅つ  
 て一里餘の道を叩へと行く。蕪々たる波の音  
 岩を切る風の音、それらが天然の音楽を奏で  
 る所、日本第二の燈臺は聳立する。ここには  
 又弘法大師の遺跡や、内務省保護天然記念物  
 の榕樹がある。五日、朝風に吹かれながら徒  
 歩で室戸港へ向ひ、八時出帆の第三米丸に乗  
 船、午後一時高松に着。それより自動車で大  
 歩危小歩危を見る。赤野の一泊の筈であつた  
 が、阿波池田まで突破、徳島を経て小松島よ  
 り大阪商船の鳴戸丸で歸阪の途に就く。

大和アルプス登山第一班(佛教嶽)——十一月九日  
 午前六時五十六分湊町を後にし、下市口に著  
 したのは午前九時半、空模様を気にしながら  
 紅葉せる山々を縫ふこと約六里にして川合に  
 着し、ここで一夜を明かす(行程六里)、明く  
 れば十日、午前七時半宿を出發、急坂を登る  
 こと半時にして尾根に出つ。全山霧に包まれ  
 て五六間先も見えない。更に行くこと三里、  
 朝鮮嶽に出る。ここは千七百米の高所で霜が  
 凍りついていて寒いこと夥しい。これより、  
 一度澤に下り豫定を變へて先づ彌山に登るこ

とにしたが、寒さのために手足の自由は奪は  
 れ歩くことさへ容易でない。彌山の小屋に着  
 いたのが午後二時半頃、勇を鼓して目的地佛  
 教嶽に登る。佛教嶽は内務省指定の天然原始  
 林でおほはれてゐる。山上で遙か京の方を望  
 み萬歳を三唱して下山、彌山の小屋に至り冷  
 えきつた身體を焚火であたためた(行程五里  
 半)。十一日は餘りの寒氣のため大和アルプス  
 縦走を断念して朝鮮嶽より川合に下る。時に  
 十一時過、これより自動車を驅つて下市口に  
 向ひ汽車で歸阪(この行程十里)、尙一行は近  
 藤、西島の兩名である。——近藤君報

大和アルプス登山第二班(大峰山)——曠古の御大  
 典を記念すべく、憧れの大和アルプスへと足  
 を向けたのは大嘗祭の前日であつた。午前九  
 時半吉野着、吉野神宮に参拜し、村上義光の  
 墓をも弔ひ、藏王堂、吉水神社に至る。低く  
 垂れ下つてゐた暗い空模様は漸く雨となる。  
 竹林院に荷を預け、如意輪堂を経て後醍醐天  
 皇塔尾陵に拜す。時正に午後一時、雨は益ひ  
 びくくなる。これはこれとはほかり花の吉野山  
 も今は竹箒を倒に立てたやうに櫻樹が淋しく  
 も雨に濡れて訪ふ人もない。この日は吉野山  
 にキャンブする豫定であつたが辰巳氏の好意  
 で雨にも濡れず疊の上で暖く寝ることが出来  
 た。明くれば十四日、今にも降り出しさうで  
 あつたが五時半出發、登り行く脚下には吉野  
 山が墨繪のやうに展開されてゐる。六時半金  
 峰神社着、奥千本西行庵を右に見て進む。五  
 十丁目の茶屋に着く頃は金剛山、二上山が霧  
 に覆はれた大和平野の彼方に沈まり返つてゐ  
 るのが見える。十時百町の茶屋に着く、大天  
 井丘を越して洞辻茶屋へ、ここより頂上へは

五十五丁である。尺餘の落葉をバサバサと踏  
 んで登る。鐘掛岩、お龜石、西の行場と次か  
 ら次へと難所が續き、數十丈の巨巖が對峙し  
 てその中から濛濛たる濃霧が湧き起る。大峯  
 権現の在す六千二百尺の山頂に達したのは午  
 後も四時近くであつた。今宵は山上ヶ嶽小屋  
 に寄宿することに決めて炊事の用事にとりか  
 る。山の嵐は刻々に猛威を増して行つた。  
 その夜暴風西は狂ひ續けて、翌朝に至つても  
 一向衰へさうもないので、十五日は一日籠城  
 に決した。この日も終日暴風雨、残念ながら  
 縦走を中止して十六日早朝風の稍和いだのを  
 幸ひ下山の途につき正午洞川龍泉寺に到着、  
 一村擧つて奉祝に踊り廻つてゐる川戸や、岩  
 森を過ぎて下市口に出たのは午後五時、そこ  
 より汽車で歸阪した。因に一行は竹若、江上  
 中江、平井の四名。——平井君報

送別會——十一月二十一日我部の功勞者藤田  
 君の卒業記念送別會とその結婚祝賀會とを兼  
 ねて赤玉で行ふ。當日の出席者は大立目部長  
 河村顧問、若松、山本兩先生を始め、左の諸  
 君である。  
 藤田、木村、菅、北川、北元、山本、阿部、  
 江上、岡澤、西村、平井、竹若、中江、高尾  
 中山、西島、西澤、近藤、森田、  
 尙同君には元本學講師中島先生の筆に成る山  
 水畫に、藤澤先生の讚のある軸一幅を記念品  
 として贈呈した。——森田君報

千里山野球部報

東西對抗野球リーグ戦——スポーツマン社主催  
 大阪毎日新聞社後援の東西對抗野球リーグ戦  
 明治大學對本學試合は十一月十日甲子園に舉  
 行、開始前正三時大毎顧問木下博士の發聲で

嚴肅裡に 天皇陛下の萬歳を三唱して三時二  
 分より開始された。觀衆約一萬、六對二で本  
 學大勝す。尙第二日對立教大學試合は二對一  
 で惜敗するところとなつたが、第三日對同志  
 社大學は午前十一時より行はれ九對二を以て  
 本學の勝となつた。

ラ式蹴球部報

對大阪高校——十一月二十四日午後大高校に  
 舉行、六對六の無勝負に終つた。  
 對大阪商大——十一月二十八日大阪商大校庭  
 で合田氏レフエリーの下に舉行、前半本學の  
 形勢頗る不利であつたが、後半に入つてよく  
 奮闘逆襲して結局十一對六で本學の勝利に歸  
 した。

對姫路高校——阪神大學専門學校ラグビーリ  
 ーグ試合に於ける姫路高校との對抗試合は十  
 二月九日午後三時四十分から甲子園球場で合  
 田氏レフエリー姫路高校の先蹴で開始、十五  
 對零で本學が優勝した。

千里山射撃部報

對外國語學校第一回射撃定期戦——九月二十九日  
 城南射場で外國語學校對本學の第一回定期戦  
 を行ふ。折からの秋雨の中に兩軍悲愴なる戦  
 闘を開始し、結局三六六點對三三五點の差に  
 て本學勝つ。因にメンバー及成績左の如し。

本	川宗摩	品原	藤田	本本	44	28	28	34	25	39	44	36	46	42
本	淺乙薩	三秋	十加	奧西	鈴	44	28	28	34	25	39	44	36	46
語	田塚	西田	中玉	篠津	和形	33	33	32	29	33	35	24	35	42
外	熊常	小高	田小	木河	花森	33	33	32	29	33	35	24	35	42
														335
														366

(八頁の續き)

在法律組織の基石である一七八九年のフランス革命の旗じるし人権宣言(“Déclaration des droits de l'homme et du citoyen”)も亦ローマ法思想上に樹立せられたものである。

惟ふに第十九世紀經濟的自由主義の下に於て産業の勃興に伴ひ社會及經濟的狀態は全く一新し一變し封建時代の身分的社會階級は崩壊して職業的階級社會が之に換る様になつたのである。即ち企業者階級と労働被備者階級との對立乃至有産者階級と勤勞無産者階級との對立を骨組とする新社會が出現して來てゐるのである。然もこの新階級に屬する人は社會が漸次産業化するに伴ひ、愈々その數を遞増する傾向を帶び國民の主要部分を占むるに至るものである。之と類似な社會現象は我國に於ても觀ることが出来るのである。

この觀點より現代の財産本位の傳統的の法制と労働被備者階級を以てその構成の主要部分としてゐる新社會——新階級との間に隨所に間隙矛盾撞着が露はる、様になつたと云ふことは誰人にも容易に看取納得し得らるることろであらうと思ふ。この傾向は彼の世界大戰及諸國の革命による社會經濟生活の變轉により従來の法的觀念を根本的に改造せしめたものである。

斯の如き社會經濟生活の一大變革に臨み自由法運動より社會的立法主義の展開となり、從來の個人主義的財産本位的な社會觀は次第にすたれ漸次に團體主義的人格本位的な社會觀が勢力を占むる様になり、隨つて法的生活上には直接間接に大なる影響を與ふる様になつたのである。例へば『所有權は自由にして

無制限(freiheit und unbeschränktheit des Eigentums)……『所有者の權利』(das subjektive recht des Eigentümers)……物の絶對的排他的自由支配の觀念より『財の所持者の社會的職能』(die soziale funktion des inhabers von Gütern)……財産を有するものに課せられた一種の社會的義務たるもの……權利思想の義務思想への展開轉化を見るに至れるが如き或は又獨逸憲法百五十三條三項の『所有權は義務を包含す所有權の行使は同時に公共の福利のためになされることを要す』(Eigentum verpflichtet. Sein gebrauch soll zugleich dienst sein für das gemeine Beste.)と云ふが如き、又同百五十五條三項の『土地を開拓し利用することは土地所有者が公共に對し負ふ所の義務なり』(die Bearbeitung und Ausnutzung des Bodens ist eine Pflicht des Grundbesitzers gegenüber der Gemeinschaft.)と云ふが如き即ち所有權は義務を伴ひ濫りにその權利行使の濫用を許さない……所有權の社會化的思想……所有權は公益上の一制度と考へらるるが如き或は又メーンは労働進化的狀態を『身分より契約へ契約より協約へ』(from status to contract, from contract to agreement)と説明致しましたが、更に『協約より協定へ』(from agreement to “mitbestimmung” or “mitwirkung”)の域に躍進しつつあるが如き、或は又従來商品視せられてつた労働力(arbeitkraft)が人格(personalitet)の内容を構成するものと觀られ——人格的價値を有し——個人的法益のみならず國家社會の法益たる地位を有するものと觀らるるに至れるが如き要するに物——財産所有本位より——人格——人間本位へと云ふが如

き、或は又主要産業の社會化(Sozialisierung)公有化(Kommunalisierung)と云ふ様な傾向に進展し躍進し變遷し轉化しつゝあるものである。蓋し法律は時代——社會の産物である。社會の進展向上につれ法律も亦進展し進化し社會化するものである。新しい社會狀態には又新しい法律が生れねばならない。

惟ふに新社會の社會構成上有力なる勢力を占むる被備者労働者——勤勞階級の人人の社會に特有なる現象と問題と生活に對し、その統一的事實に對してまた被備者法(Angestellten Recht)労働者法(Arbeiter Recht)社會法(Sozial Recht)——即ち従來のそれとは異つた所謂勤勞無産階級に特有なる實生活に即した法律の一體系が成立しうるのである。蓋し社會法勞動法は主として農工商業の發達によつて生じた新社會の必要に應じて成立した法律制度であつて労働法は被備者労働者——勤勞無産階級の人々のためにする特別な立法手段を云ふのである。労働法の積極的存在理由——それは正義公正の觀念と人道的人格的情操であり又社會的自由平等思想の要求である。而して労働法の不斷に進展すべき目標思想は人類最高完成のための労働人格の尊重融合完成創造一體にあるのである。要するに労働法なるものは社會政策の一手段として理論上は平等對等なるべくして然も事實上は不平等不對等から雇主と被備者との關係につきその不平等不對等なる立場より生ずる各種の社會的不公正不適當不平等なる事實害惡矛盾等を出來うる限り除去し制限し撤廢することを規律する目的を有する一新體系である。更に言葉を換

へ云ふならば労働法は社會政策の立法化せられたるもの及將來立法化せらるる情勢にあるものにつき考究する法學の範疇にあるものである。カント曰く『人類の目的は吾人自身の内にある他の何もの手段たるべきものではない』と。寔に神の姿に倣つて造られた人格は支配すべきものではなく承認すべきものである、即ち人間の尊重承認であり自己表現であり人間建設である『生命あつての物種』であつて生ける人間の生命身體健康自由名譽、労働力——人格は地上の山と積んだ黄金財寶よりも大切であり尊重せらるべきである、何となれば生命には換け代へがないが金銀財寶には換け代へが出来るからである。故に労働者被備者に對しその生命身體自由名譽健康道徳經濟財產労働力を保護し保障すべきことは正しく正義公正人道が要請するところである而して労働法の立脚點は飽く迄も

(一)彼等に人間らしく勤勞したら人間らしい生活生存の出來うることを保障し  
(二)國家社會産業自体の公益福利のために健全なる労働力の發達を企圖せんとすることに存するのである。  
即ち第一の點は獨逸憲法百五十一條一項の『經濟生活の秩序は各人をして人間らしき生活を得しむることを目的とし正義の原則に適合することを要す』(die Ordnung des Wirtschaftslebens nutz. den Grundsätzen der Gerechtigkeit mit dem Ziele der gewährleistung eines menschenwürdigen daseins für alle entsprechen) 又同百六十三條二項の『凡ての獨逸人民はその經濟的労働によりその生活資料を求むることを得べき機會を與へらるべく適當なる労働

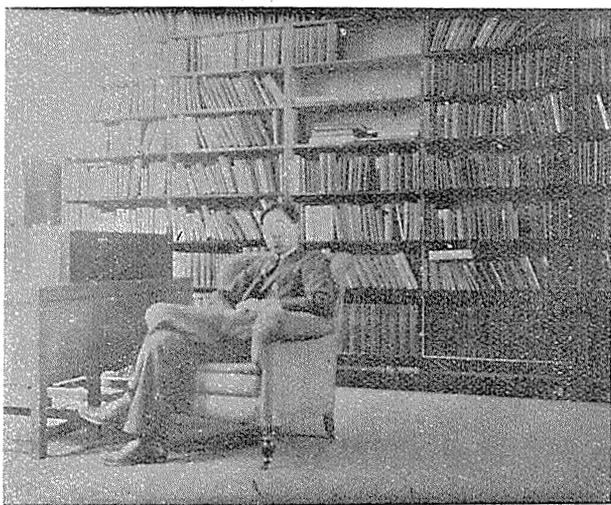
<p>の機会を紹介し得られざるものに對しては必要なる生活費を支給す』(Jedem deutschen soll die Möglichkeit gegeben werden, durch Wirtschaftliche Arbeit seinen Unterhalt zu erwerben. Soweit ihm angemessene arbeitsgelegenheit nicht nachgewiesen werden kann, wird für seinen notwendigen Unterhalt gesorgt.) 並にエストニア憲法二五條の『エストニア國に於ける經濟生活の組織は正義の原則に適することを要すその目的は……法律によりて人間に値する生活の條件を確保するにあり』に當り第二の點は獨逸憲法百五十七條の『勞働力は國の特別の保護を受く國は統一的の勞働法を定む』(die Arbeitskraft steht unter dem besonderen Schütz das Reichs. das Reich schafft ein einheitliches Arbeitsrecht.) 又全百五十八條一項の『精神的勞作者發明者及美術家の權利は國家の保護を享く』又全百六十三條一項の『凡ての獨逸人民は其個人的自由を妨げられざる限に於て其精神的及肉體的の力を公共の福利に適する爲に活用すべし德義上の義務を負ふ』(Jeder deutsche hat unbeschadet seiner persönlichen Freiheit die sittliche Pflicht, seine geistigen und körperlichen Kräfte so zu betätigen, wie es das Wohl der gesamtheit erfordert.) 並にポーランド憲法百二條・ドーケーヌ王國憲法二二三條・ロシア社會主義聯邦ソビエト共和國改正憲法九條に當るものである。</p> <p>抑も社會政策は産業政策を無視する、ことが出来ないものであることは云ふ迄もなからうである、然も産業政策は勞働政策を中軸としてその政策を樹立しなければならぬものである。</p>	<p>る。この故に今勞働に關し種々なる法律制度を制定し實施した結果は結局に於て産業全體が益々堅實に發展し隆昌し隨つて社會人類の福祉がよりよく遞増しなければならぬものである。即ち産業政策は勞働政策をその中心樞軸として樹立せらるべきもので社會政策とは双立し然も且つ合致すべしものである。この故に勞働立法問題は思想問題として取扱はるべき性質のものではなく飽く迄も現實の産業問題として取扱はるべき問題である。即ち勞働政策は産業政策と合致しなければならぬものである。(未完)</p> <p>× × ×</p> <p>勞働法に關する參考文獻。</p> <p>著書</p> <p>Lohmer, Philipp; der Arbeitsvertrag nach dem privatrecht des deutschen Reichs.</p> <p>Melsbach; deutsches Arbeitsrecht.</p> <p>Jacobi; Grundrissen des Arbeitsrecht.</p> <p>Kaskel, Walter; Arbeitsrecht.</p> <p>„ das neue Arbeitsrecht.</p> <p>Erdel, Anton; das Arbeitsrecht.</p> <p>Groh, Wilhelm; deutsches Arbeitsrecht.</p> <p>Sinzheimer; Grundzüge des Arbeitsrechts.</p> <p>„ der korporative Arbeitsnormenvertrag.</p> <p>„ Ein Arbeitsstarfigesetz.</p> <p>Lehmann; die Grundgedanken des neuen Arbeitsrechts.</p> <p>Matthaei; W.; Grundrizz des Arbeitsrechts.</p> <p>Oertmann, Paul; deutsches Arbeitsvertragsrecht.</p> <p>Anton Menger; das Recht auf den wollen Arbeitsvertrag, seine geschichtliche Dar-</p>	<p>stellung.</p> <p>Anton Menger; das Bürgerliche Recht und die Besitzlosen Volksklassen.</p> <p>Anton menger; Volkspolitik.</p> <p>Nipperdey; Hans Carl; Praktikum des Arbeitsrechts.</p> <p>Pottgiff, Heinz; Probleme des Arbeitsrechts.</p> <p>Schiff, Walther; der Arbeitsschutz der Welt.</p> <p>Jadesohn; das gesamte Arbeitsrecht deutschlands.</p> <p>Gierke; die Wurzeln des dienstvertrages.</p> <p>Goerzig, Franz; das Arbeitsrecht in der Praxis.</p> <p>Zanten, J. H. Van; die Arbeiterschutz gesetzgebung in den europäischen Ländern.</p> <p>Hekner; die Arbeitfrage.</p> <p>Goldschmidt; Reichswirtschaftsrecht.</p> <p>Stammler; Wirtschaft und Recht.</p> <p>Schwarz; Arbeitsrecht; Wirtschaftsrecht.</p> <p>Eduard Hubrich; das demokratische Verfassungrecht des deutschen Reiches.</p> <p>Otto meissner; das neue Staatsrecht des Reiches und seine Länder.</p> <p>Hueck; Handbuch des Arbeitsrecht.</p> <p>Nipperdey; Hans Carl; Beiträge zum Tarifrecht.</p> <p>Molitor; das Wesen des Arbeitsvertrages.</p> <p>Pothoff; Wesen und Ziels des Arbeitsrecht.</p> <p>Hechtf; die Prinzipien des Arbeitsrechts der Gegenwart.</p> <p>Nussbaum; das neue deutsche Wirtschaftsrecht.</p> <p>Kaskel; Begriff und Bestandteile des Wirtschaftsrechts.</p> <p>Hueck-Nipperdey; Lehrbuch des Arbeitsrechts.</p> <p>學說及判例</p>	<p>Hoeniger-Srnitz-Wehrle; Jahrbuch des Arbeitsrechts.</p> <p>Karger-Erdmann; Jahrbuch Arbeitsrechtlicher Entscheidungen.</p> <p>雜誌</p> <p>Dersch-Kaskel-Sitzler-Syrup; Neue Zeitschrift für Arbeitsrecht.</p> <p>Pothoff; Arbeitsrecht.</p> <p>著書</p> <p>Commons and Andrews; Principles of Labour Legislation.</p> <p>Clark; The Law of the Employment of Labour.</p> <p>Adams and Summer; Labour Problem.</p> <p>Webb; S &amp; B; Industrial Democracy.</p> <p>Hutchins and Harrison; History &amp; Factory Legislation.</p> <p>Cole; Social Theory.</p> <p>Cooke; The law of Combinations, Monopolies and Labor Unions.</p> <p>Dacey, Albert Venn; Law and Opinion in England.</p> <p>Slessor and Baker; The law of Trade unions.</p> <p>Carlton, Frank T.; History &amp; Problems on Organized Labour.</p> <p>Greenwood, John Henry; A Handbook of Industrial Law.</p> <p>Groat, George G.; Organized Labor in America.</p> <p>Hoxie, Robert Frankling; Trade Unionism in the United States.</p> <p>Maine; Ancient Law.</p> <p>Tillyard, Frank; Industrial Law.</p> <p>„ The Worker and the State.</p> <p>Webb, S &amp; B.; History of Trade Unionism.</p>
---	--	---	---

Lauck & Wats: The Industrial Code.  
 International labour office: Legislative Series  
 " International Survey of Legal Decisions  
 of Labour Law.  
 " International Labour Review.  
 " Industrial and Labour Information.  
 " Studies and Reports.  
 著書

岡 實氏 工場法論  
 吉阪 俊藏氏 改正工場法論  
 石津三次郎氏 改正工場法解説  
 塚本 明壽氏 工場法精義  
 關 一氏 労働者保護法論  
 孫田 秀春氏 労働法總論  
 同 我國労働法規及判決例  
 同 労働法(現代法學全集一、二卷)  
 末弘嚴太郎氏 労働法研究  
 安井 英二氏 労働協約法論  
 中村 萬吉氏 労働協約の法學的構成  
 田子 一民氏 労働組合の組織と労働組合  
 法

永井 享氏 労働組合法論  
 吉野 信次氏 労働法制講話  
 協 調 會 各國労働法制  
 國際労働局 各國法制上より見たる労働  
 團結の自由  
 河原田稼吉氏 労働行政綱要  
 河田 嗣郎氏 社會問題體系  
 河合榮治郎氏 労働問題研究  
 渡邊 一郎氏 労働問題原理解  
 堀江 歸一氏 労働組合論  
 山口正太郎氏 労働法原理

(労働保險、國際労働法等に関するものは省略す)  
 定期刊行物  
 協 調 會 社會政策時報  
 國際労働局東京支局 世界の労働



故マツシヤル教授遺著に於ける中村留學生

内務省社會局 工場監督年報  
 労働時報  
 同 大原社會問題研究所 労働年鑑  
 同 日本社會事業年鑑  
 尙ほ法學論叢、法學協會雜誌、國家學會雜誌  
 法學志林、政經論叢、國際知識、法律論叢  
 法律學研究、法曹會雜誌、其他法律經濟關  
 係諸雜誌、各労働組合機關雜誌及機關新聞  
 等。

新刊紹介

高垣博士著『貨幣の職能』を讀む  
 最近貨幣理論について連續的に有益な論著を公にしつゝある、東京商科大学教授高垣寅次郎博士は遺著『貨幣の職能』として『貨幣の職能』を公にせられた、以下簡単に紹介を試みよう。

先づ本書が博士の理論体系上、如何なる地位を占むるやと云ふに、博士に依れば、博士が『貨幣の理論』として取扱はんと欲する問題は、貨幣の生成貨幣の職能、貨幣の本質、貨幣の價値の四つを出でぬ。体系甚だ簡素なりと雖も、貨幣理論の主要

英國地理學會のフェンランド風景



問題は擧げて、この内に包含せらるる『同博士、貨幣の生成、序第四頁』べきなのである。而して貨幣生成及び貨幣の本質については夫夫問題の書を大正十五年及び昭和二年に公にせられた。本書は即ち既刊の兩者の中間に位する貨幣の職能論であつて、その目的は現代經濟の機構を描き、經濟者心理の一面を

寫して、以て貨幣の本質を解するための階梯たらしむるにあり。(本書序第一頁)本書に於ける博士の企圖は次の如くである。即ち貨幣本質論に於ては學說展開の經過に照し諸學說批判の裡に、その本性を理解せんと努めたるに對して、本書に於ては經濟生活の外面的並に內面的觀測によりて同様の目標に到達するの用意とし……また別に貨幣生成論に於ては、其發生的推移の間に、經濟上に於ける貨幣の地位とその本然の性質とを明かならしめんと試みたるに對して、本書に於ては、現代經濟組織の綜觀的並に分觀的考察によりて、同様の期望を達せんことを試むるにある。(序第二頁)

本書の内容は、緒言、第一節經濟の基礎觀念、第二節經濟社會に於ける貨幣の地位、第三節貨幣職能の分析、第四節貨幣に對する慾望の發達、第五節貨幣に對する慾望の限界、より成るが之れを前記博士の企圖に照應して見るに、第一節より第三節までは經濟生活の外面的觀察であり、その中、第一節及び第二節は現代經濟組織の綜觀的考察に、第三節はその分觀的考察に夫夫該當する。而して第四、第五の兩節は經濟生活の內面的考察に當ると考へられる。

次に學問研究上に於ける博士の態度を、うかがふに凡そ事物の本質とその職能とは相表裏する、貨幣に就ても亦然り、唯その連續關係を如何に見るかに就ては所見を異にするあり、本質先づ定立せられ、職能之に由來すと見るが貨幣理論上所謂素材主義の立場であり、本質の前に職能を想定するものが爾餘の學說一般の立脚點である。(貨幣の本質、第一頁)博士は後の立場をとる、蓋し貨幣の本質はその構成せらるる素材によらずして、働きに繋がるが故である。博士の体系に於て職能論が本質論に先つ所以も亦ここに存する(本書、第二頁)更に貨幣の生成は單り經濟社會の機構を變ぜしめたのみならず、又、その内に生活する經濟者の經濟

的生活目標を變ぜしめ、ここに時代を彩る經濟的精神として謂ゆる營利的貨幣慾を發達せしめ、謂ゆる資本主義人を誕生せしめた。然れば今この經濟心理的發展を討究することは、即ち經濟社會の機構を主觀的側面より明にする方法であつて、博士が本書に於て特に貨幣に對する慾望を問題とせられる趣旨もこの點に出づる。(第四一五頁)

本書第一節に於ては、先づ經濟とは何ぞやの問題が取扱はれてゐる。蓋し基本たる經濟概念を想定することなくして經濟學上の問題に觸れんとするは、少くとも旅券を所持せずして國境を越えんとするほどの不安と論難とに當面せざるを得ざるが故である。(第七頁)。然るに經濟概念の妥當性は、要するに其の基礎の上に理論の体系を構成し得るや、及び斯く構成せられたる理論体系がよく現實の問題を説明し得るや否やに依りて決せらる(第八頁)。博士は斯かる立場より F. Oppenheimer, K. Diehl, G. Cassel, A. Wagner, O. Spann, R. Liehmann, 及び我國の福田

左右田、阪西、土方諸家の本問題に對する見解を要領よく紹介批評し(第二〇—三〇頁)、その何れにも満足する能はずとして博士自らの見を明かにしてゐる。曰く、人類が生存の目的の爲めにする外界客體の計慮的なる取得處理が即ち經濟であつて(第三二頁)單に外界客體に對する、又は外界客體に關する行動となさずして、之を一の目的に關聯せしめたる點に於て價值意識的となり、單に經濟實現の手段たるべき技術と區別せられる(第三三頁)。而して又斯く解することに依りて先づ廣き意味に於て經濟を理解し、その特殊の地位概念をなすものとして家内經濟、流通經濟、自然經濟、貨幣經濟を觀んとする(第三五頁)、と。

されば經濟概念に對する博士の見解は、經濟を以て外界財の獲得利用にありとなす往來の通説と一味相通するものがある。博士は之を一の目的にかはらして價值意識的となし、經濟學を明確に文化科學の

範域に取入れんことを試みられたるやに見ゆるが、その試みが如何なる程度に成功せるや、即ち新カント學派の洗禮を受けた方法論の立場より往來の通説に對してなされたる批難を如何なる程度にまで防ぎ得るや、筆者は若干の疑問を殘さざるを得ない。但し、例へば左右田博士の如く經濟を貨幣概念にかかはらしめて貨幣經濟のみが純粹の經濟なりとなすとが如き論を排し、各時代各様相の經濟を通じて妥當する統一の經濟概念を打立てんとする博士の論向に對しては正に同感である。

次に博士は、經濟學の方法について一瞥を興へ、近時稱へられる所謂社會的方法なる觀察方法に對して一矢を報ひ、個人の主觀より出發することが、必しも非科學的又は技術的方法に墮するものにあらざることを強調する(第三六—九頁)。進んで文化現象(價值關係的現象)に於ける普遍化の可能を論じて Weber の所謂理想類型 *Idealtypus* の意義と作用を尋ね、經濟理論の任務は經濟現象の類型並びに類型的關係を規定するにありとなす(第四二—六頁)。

經濟研究に對する以上の如き基本觀念の上に、博士は貨幣職能の理論を展開せられる。而して第二節は經濟社會を全体として眺めつつ、その間に於ける貨幣の地位を把握する爲めに充てられてゐるが(第四八頁)、その結果は次の如くである。(一)自然經濟の狀態に於ては經濟者は少數の個人に從屬し、且つその關係たるや個人的奉仕への從屬であつた(第五五頁)のが、貨幣の生成により、總ての財が貨幣によりて流通せらるる關係の成立すると共に經濟者は特定の個人に從屬することとせくなり、不特定の非人格的综合体たる市場に依存するに至る(第五四頁)。(二)人の貨幣を得るは再び之れを手離すためである(第五六頁)、されば貨幣は財貨流通の中間連鎖であつて流通の手段であり(第五七頁)、一般的なる經濟價值を保持して汎ゆる財に轉換せられつつ、際限なき軌道を走つて常に流通し、最後の到達點を有せぬ

第五八頁)。

斯く解して博士は、他の經濟財が特殊なる、經濟價値の保持者たるに對し、貨幣を以て一般的なる經濟價値の保持者とせられる(第五九頁、傍點筆者)。而してその意味の一は貨幣を以て具體的存在なりと觀ることである。此點に於て博士の職能理論は、貨幣を以て一般的抽象的計算單位なりとする Liehmann の夫と正に對立する。博士が Liehmann の説の檢討に費された諸頁は、吾人を啓發するところ誠に多い(第六〇九頁)。

第三節は、貨幣の職能と考へらるる、總ての活動の態様をとり個別的に研究して分觀より集觀に至りてが統一觀念を求むる考察である(第四八頁)。通常貨幣の職能は、本質的、派生的、附隨的等分ちて論ぜられるが、博士は先づ種種の方面より貨幣の立ちて働く態様を眺め、夫等の總てを檢討して之に一個の体系を興ふるの方法をとり(第七二頁)、便宜上 Heilbrich に従ひ左記の貨幣職能一—五を擧げ、更に英米學者の學示する六の職能を附加する(第七二—三頁)。

- 一 一般的交換手段 *Allgemeines Tauschmittel*
  - 二 一般的支拂手段 *Allgemeines Zahlungsmittel*
  - 三 資本移轉媒介手段 *Kapitalübertragungsmittel*
  - 四 一般的價值測定 *Allgemeines Wertmaß*
  - 五 價值貯藏及び輸送手段 *Wertverhütung- und Werttransportmittel*
  - 六 繰延支拂の標準 *Standard for deferred payment*
- 而して、之等の職能を夫々の論者 C. Meuser, K. Heilbrich, L. Mises, K. Knies, 左右田博士, F. A. Walker, K. Diehl, S. L. Langhain, A. Marshall, W. S. Jevons, D. Kinley 等の所論に就て檢討し(第七四—一〇七頁)、その何れをも貨幣の本質的職能としてはとるを得ずとして博士自身の積極的見解を示される曰く、貨幣の本質的職能は流通經濟社會に於て、一般的經濟價値を保持するの職能にあり、之なくんば

貨幣は上述するところの如何なる職能をも果すことを得ず、汎ゆる職能はこの一點より放射する(第一〇九頁)、と。

斯くて、博士に依れば、經濟社會を全体として、俯瞰しその内に於ける貨幣の地位を考ふる場合にも、個個の職能を點檢してその本末を糺す場合にも、同一の論結に到達する(第一〇九頁)。而も博士にとつて、貨幣の生成は一般的なる價值をそれ自らの内に保持し如何なる特殊の經濟價値の保持者にも轉換可能の力を得來りつつあつた、以上の貨幣職能理論は斯かる貨幣生成理論に裏付けられる。貨幣を以て經濟社會に於ける一般的經濟價値の保持者なりとする本質理論もこの職能理論と携行する。而して貨幣をば財と並べて價值判斷の對象たり得るとなし、その上に貨幣の價値に關聯する諸種の理論を築かんとする見解も即ちこの職能理論に立脚地を置く(第一一〇頁)。

博士の貨幣職能の外面的觀察は、以上に盡く、以下は貨幣に對する經濟者の關心を通じて見たる現代經濟生活の内部的考察である。蓋し博士は之に依つて經濟社會に於ける貨幣の地位並に職能を理解するに資し、併せて貨幣經濟の發展とその構造とを悟る一助たらしめんとせられるのである(第一一一頁)。

即ち第四節に於て、博士は先づ人人の貨幣に對する慾望を分析して、經濟者の貨幣追求は貨幣夫自身の追求にあらずして貨幣に依りて可能なる經濟的支配力の追求なることを論じ(第一二—三頁)、又一面資本主義經濟組織の基本たる企業心を吟味し、夫は内容として經濟的支配の意義を含むとする(第一一五頁)。而して斯かる内容と意義とを有つ貨幣慾が如何にして發生し來りたるやに考へを運び、精神分析學派 *Psychoanalytiker* 及之と傾向を等しくする *Sombart* の所論を退けつつ、時代の經濟的精神たる營利心—そは貨幣慾の組織化されたものである—と之が發達の條件を社會的事情と心理的原因とに分つて考察

を

する(第一一六—二七頁)。前者につきては五項の原因を擧げて説明すれども後者につきては、營利心の發達を導きたる心理的原因は畢竟一の自己確保と自己主張の本能の顯現に外ならぬとする(第一二九頁)斯くて博士は經濟現象を人の心の關與せる所産と見る時之に與ふる本能、智能その他を研究對象とする經濟心理學が可能にして且重要な所以を説き、問題の解明を別の機會に譲らんと結ぶ(第一三〇—一頁)。

第五節に於ては、前節の心理的研究に引續き貨幣に對する人間の慾望に境界ありや否や、換言すれば斯の慾望にも效用遞減法則の適用ありや否やの問題が取扱はれてゐる。此問題は曾つて左右田博士、阪西土方兩教授等の間に眞學な論争を見た題目であつて本節の記述も自ら之等諸學者の所説を中心に進められる。即ち效用遞減法則を論理的に展開し、貨幣は無數の慾望に至る結合點 Knotenpunkt なるに依り貨幣には同法則の適用なしとする左右田博士の説(第一三七—八頁、第一五四頁)と、同法則を一の傾向率と解し貨幣は、他の財と等しく所有慾の對象とも見られ得べく、然らば效用絶無となることなしとするも單位量の増加と共に遞減の傾向は認め得べしとなす阪西教授の説(第一三五—六頁、第一五九—六〇頁)とを對比し、兩説の岐るところは結局效用遞減法則を如何に解するかにかかるとなす(第一三四—八頁)。

されば博士は、先づ A. Marshall, C. Menger, H.H. Gossen, M. Weber, J. Schumpeter 等の所説を顧みつつ(第一四〇—四頁)、同法則の意義を確立し、左右田博士の謂ふ如く效用遞減の延長として終點に不效用(英米學者の所謂 satiation 筆者)を想定するの要なし、遞減の最終點として效用の虛點 Nullpunkt (英米學者の用語例に從へば inutility 筆者)を豫想する一の傾向率と解すべしとする(第一四五—六頁)然らば此の意味に於ける效用遞減の法則は A. Mar-

shall, F. Wieser, E. v. Bohm-Bawerk, L. Brentano 等の稱ふる如く、明らかに貨幣に對しても適用せらる(第一四八—一五二頁)。但し貨幣は一般的經濟價値の保持者たるの性質より來たる當然の結果として、效用遞減の傾向は最も緩慢なるものに屬する。茲に貨幣に對する經濟者の心理的狀態を思ふべく貨幣本然の性質を察すべきであるとして積極的見解を示される(第一六一頁)。

筆者の淺き頭腦に映じたる本書内容の要目は略以上のやうである。全體を通讀して感ずることは、博士の勞作について一般に感ずることであるが——博士が他の學者の所説を紹介批評するに當つて如何に周密なる注意と理解に對する努力を拂はれてゐるかと思ふことである。而も行論簡潔、あらゆる場合を通じて讀者に無用なる讀書の負擔を負はしめざらんとする用意がうかがはれる。これらの點は博士の學者的良心の高さをあらはす表彰としてその一種氣品ある文章と共に、博士の著作に千鈞の重みを加ふるものであらう。

所論の内容に就ては、固より種種の異論があり得る殊に貨幣理論の多くの部内に經濟者心理の研究を重視することは博士の論の一特長をなすものであるが、それだけ直ちに世に容れられるとは考へられぬ既に若干の批評を聞く(橋爪明男、貨幣理論の二傾向と貨幣形態の進化—經濟研究第四卷第三號、北山富久二郎、高垣博士の『貨幣の本質』—前掲雜誌第五卷第一號參照)筆者と雖も本書に於ける博士の心理的研究が貨幣心理研究の居るべき適當の地位を占めたりと考へ得るやについては疑なきではない。しかし博士の勞作に對して批評の筆を加ふること、現在の筆者にとつて固より能ふところにあらざるを知る。即ち拙き理解の一端を叙して學界權威の書を世に推し、以て博士の學的勞作に敬意を表する次第である。(經濟學博士高垣實次郎著『貨幣の職能』定價一圓三十錢、東京同文館發行)一三、一一、一二、森川太郎

(此欄學内報續き)

野村幹事長辭任

本學幹事長野村吉藏氏は、舊曆都合により職を退かるることとなつた。

附屬第二商業學校登報

一、十一月二十五日より同二十八日迄京都市て於いて舉行されたる全國實業教育大會、並同二十九日より三日間商業學校部會を開催されたが、同大會に關西甲種商業學校並に本校を代表して主事垂水善太郎氏連日出席するところがあつた。

二、聖上陛下、東京還幸御奉送の爲左記の通職員及生徒總代を派遣す

- 職員總代 教諭 岡田利雄
- 生徒總代 猪岡金次、桑名了、
- 十二月八日第二學期授業終了す
- 十二月十一日より同十八日迄試験施行
- 十二月二十四日成績發表
- 十二月二十五日より一月七日迄冬季休業
- 一月八日始業式

賀式舉行の豫定

四、昭和三年一月一日午前十時より四方拜拜

表紙繪寫眞說明

此寫眞は各務ヶ原飛行隊に入隊せる附屬第二商業學校卒業生辻本林藏氏が、過般大阪市上空撮影の爲め飛來の際、特に低空飛行を行ひ千里山學園の撮影を依頼して成つたものである。中央稍上方に見ゆる白亜三層建は本學園圖書館、その下方に本館、大學豫科教室、クラブ・ハウス、テニス・コート、馬屋に至るまで瞭然と見える。大運動場の壯觀、大學通、親和阪等に至るまで心地良く撮れてゐる。辻本氏の好意にかく珍らしき寫眞を以つて巻頭を飾るを得たことに欣び、深く同氏に感謝する次第である。

千里山歌壇

編輯局選

△寒霞溪にて 廣田弘應  
翼あらば玉笏峰を一飛びに飛ばまほしけれ雷鳥のごと

△詠 二つ 大木厚健司  
蜂出でてほろり落ちたるごまの花音立てずはも地をころけけり

△折にふれて 商三原 口路子  
友とゐて淋しくなりぬ燈の街の遠き電車に耳かたぶけつ

△折にふれて 商三原 口路子  
花椿ほたりと落ちて日はぬるむ鳩舞ひ下りぬ古刹の庭

△豆やればまつはる鳩よおほごかに佛のひざに汝はぐくまる

△嫁入りの衣縫ひつゝ、吾か妹の何思ふかや涙ぐみ居る

△つくづくと己が破亂を顧みて沈む伏戸に木枯吹くも

△はら／＼と落つる木葉に語りつゝ、言葉とだえてあまりに淋し

△讀みさしの歌集に涙浮び來て思はず落しぬ葉の上に

△淋しさに君の歌なき口ずさみ火鉢によれば火もタエ／＼に

# 謹賀新年

昭和四年一月一日

## 關西大學

關西大學校友  
並二御關係  
各位

- 役員 一 同
- 教職員 一 同
- 關西甲種商業學校教職員 一 同
- 關大第二商業學校教職員 一 同
- 關西大學擴張後援會役員 一 同
- 學友會 役員 一 同
- 校友會大阪支部役員 一 同
- 校友會東京支部役員 一 同
- 校友會神戸支部役員 一 同
- 校友會名古屋支部役員 一 同
- 校友會明石支部役員 一 同
- 校友會岡山支部役員 一 同
- 校友會愛媛支部役員 一 同
- 校友會姫路支部役員 一 同
- 校友會福岡支部役員 一 同
- 校友會大連支部役員 一 同
- 千里山學友會委員 一 同
- 福島學友會幹事 一 同

### 編輯餘錄

▲皇紀二千五百八十九年の元旦を迎ふ。慶祝の意に堪えず。謹んで讀者各位の昌福を祈り、賀詞を述ぶる次第である。

▲本誌も茲に第六十五號を出し、創刊以來既に滿六年有半を閲した。顧みれば登進の足跡餘りに淡く、流石に自慙を覺えざるを得ない。然し本學中興の業殆んど成らんとする現在、本學の歴史は直ちにこつて以て我が千里山學報に歴史たりうることを考ふれば、些か感慨深きものを覺ゆる次第である。

▲特に傳へて以て本學關係者並に大方讀者諸賢に欣んで頂きたいことは、愈本誌を基として本學の學的活動を廣く中外に宣揚すべき學術雜誌刊行の機が目抄の間に迫つたと言ふことである。具體案を公表する機會も茲數ヶ月ならずして至ることを思へば、同慶の念禁じ難きものがある。

▲大學が眞理の對究と學の實化をモットーとして以來既に數歳、今又茲に此の學を見て、欣びを禁じ得ざると共に、一の有機體として、日に月に向上發展の一路を辿るべき本學の使命がよりよく理解されて學の内外を問はず、翕然と同好と贊助の集まらんことを冀ふ次第である。

▲別項記載の通り校友會學友會名簿が出来ました要項御熱讀の上弊局まで御申越下されば御送附いたします。随分御不満の點もあらうと思はれますが、明年度以後は校友會名簿のみ獨立會計に依り發刊され事務は相變らず弊局に於て取扱ふ案もありますので漸次御満足を得べきこと確信する次第であります

▲下欄に御依頼いたしました通り、故山岡總理事追悼錄編纂については、一人にても多くの故人關係者の御寄稿を仰ぎたいと、特にお冀ひする次第であります。學園の威容既に成り、内容も日と共に擴充の歩を辿りつゝある今日、本學の礎石たる幾多の功勞者を送るは悲しみに堪えざる共に、吾人は先行者の偉徳顯彰に努むべきであると思ひます。

### 本學關係者並びに校友各位に告ぐ

本誌學内報所報の通、本學總理事山岡順太郎氏は昭和三年十一月二十六日逝去されました、就きましては本誌次號誌上に「故山岡總理事追悼錄」を編み故人の偉業を偲び、遺徳を追慕するよすががたらしめ、追悼の誠をいたしたいと考へます。

何卒故人に御交際あつた皆様より故人の逸話、風格談、その他いやしくも故人を追慕し故人を偲ぶ記事の御寄稿あらむことを御願いたします。原稿は一月三十日迄に關西大學學報局宛に御送附下さいますやう御依頼申し上げます。

關西大學學報局

大正十一年六月十五日創刊  
昭和三年十二月廿八日印刷  
昭和四年一月一日發行

### 不許複製

- 編輯兼發行人 霜村盛郷
- 印刷者 谷口默次
- 印刷所 谷口印刷所
- 發行所 關西大學學報局

大阪府此花區上福島  
福島學舎 關西大學  
電話土佐堀 一〇四九  
電話吹田 一三三

大阪府外千里山  
千里山學舎 關西大學  
電話吹田 一三三

うきよ堂古書月報

○謹而年頭の御挨拶を申し上げます。本年も何卒宜敷御引立の程を祈り上げます

○借て今回は若干特輯雑誌を掲載致しました。斯うした雑誌の有する内容若くは文献的價値は夙に認められ乍らも、それが雑誌なるが故に保存され難き爲に單行本と比較して輕視さるゝ傾向のあるのは眞に遺憾の次第で私共は今後共極力之が散逸を防ぎ其の蒐集に努力致したいと存じます。

○カント 號	講座	一、三〇	○日本國民性研究	解放	一、〇〇
○カント 研究號	思想	六〇	○シルレル研究號	帝國文學	八〇
○マーシャル研究	社會科學	八〇	○島木赤彦追悼號	アララギ	一、四〇
○形式社會學研究	全	一、〇〇	○若山牧水追悼號	創作	一、一〇
○日本經濟史研究	全	一、五〇	○明治大正史	企業と社會	四〇
○唯物史觀研究	全	一、六〇	○社會思想號	全	八〇
○農村問題研究	全	九〇	○昭和金融恐慌史	銀行論叢	九〇
○帝國主義研究	全	八〇	○田島博士還曆祝賀論文	經濟論叢	九〇
○理論闘争批判	全	一、一〇	○まるさす記念號	全	一、二〇
○マルクス主義全解	全	一、一〇	○アダムスミス記念號	全	九〇
○日本社會主義運動史	全	一、八〇	○アダムスミス記念號	經濟學論集	一、〇〇
○博文館十周年記念(當世書局實業其他)	太陽	九〇	○アダムスミス記念號	商學研究	一、二〇
○明治大正の文化	太陽	一、三〇	○ブックレビュー號	全	四〇
○明治大正時代史	尋六の教育	一、二〇	○國際號	全	四〇
○明治維新の最新研究	解放	七〇	○景氣變動號	全	五〇
○明治文化の研究	全	一、二〇	○現代日本號	全	六〇

○景氣變動と株式の研究 大阪經濟評論特輯號 定價 一、五〇  
十二月新刊。各種圖線五十種挿入 全二〇八頁。取次部數壹百部限

○各種専門雑誌のバックナンバー御入用の節は一應御照會下さい  
○其他何なり共御入用の書籍は精々取揃へ御便宜を御計り致します

大阪市北區櫻橋交又點東

うきよ堂書房

祝 關西大學發展

謹啓 母校及校友學友會員諸彦益御多祥の條奉大賀候却說延生今回左記の營業開始致し候間何卒御後援御引立の程伏して奉願上候 敬白

明治四十四年度法科卒業 野々垣博靖

忘年宴會

等御一人様會席 金壹圓五拾錢以上

|| 温泉の設備が出来ました ||

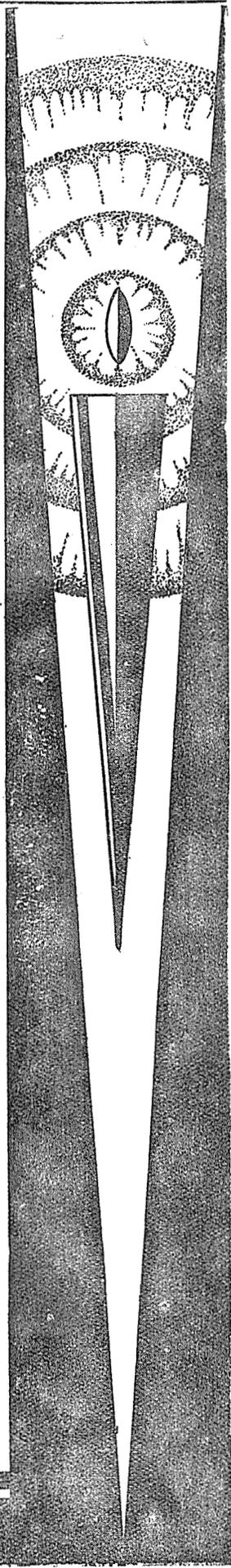
校友會學友會諸彦の御團體様に對しましては會費も特に割引の上萬遺憾なき御待遇をいたします。設備も可、料理もうまいこの御定評を既に頂いてゐます。そして値段をお安くして所謂現時の御要求に適應してゐます。且お座敷に立ち働きます仲居は皆有藝で高尚な人物を揃へてゐますから總ての点に於て御期待にそむくやうな事は絶対にないことを信じてゐます。

二階 廣間、小間のお座敷を多數有してゐます

階下 簡易御食事のため衛生的椅子席でノーチップ制度で御座います

出前 高速度でお届けいたしてゐます『私の信條ですから……』

御海鰻 まいり 梅田驛前大通 出雲屋  
料川むし 魚し 店主 野々垣博靖  
理魚し 電話北九五五、二八〇



# 濕布より便利安全

使用法簡便  
 適度の温感を伴ひ長時有効  
 看護者の手数を省き得らる

肺炎、肋膜炎、氣管支カタル、中耳炎、耳下腺炎、扁桃腺炎、ロイマチス、神經痛、打撲痛、齒痛、肩凝、腰痛、月經痛、盲腸炎等に應用し効果確實副作用なし。

濕布の如く二時間毎に交換の要なく、一日一―二回の塗布(貼布)にてよく消炎、鎮痛の効を奏します……患部の血行を良好にし、毒素の排除を促進して、濕布に優る効果があります。エキシカを塗布すれば患部は直に爽快を感じ、疼痛及不快感を軽減します。胸部の疾患に於ては呼吸困難を緩和し且つ安靜ならしめ、よく自然的の睡眠をなさしめます、之れ回復に向ふ第一歩であります。

100瓦 50  
 250瓦 95  
 500瓦 175  
 1000瓦 480

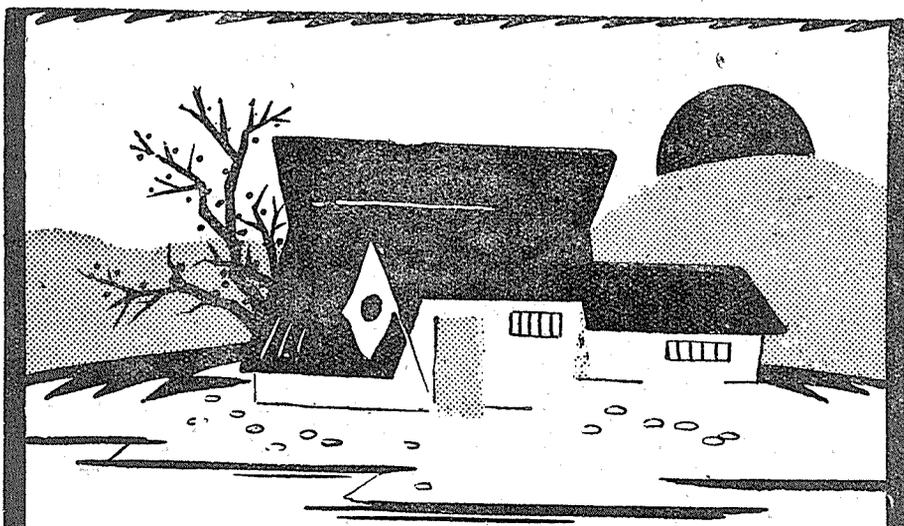
# 消炎劑

# エキシカ

發賣元

株式會社 塩野義商店  
 大阪市東區道修町三丁目  
 東京市日本橋區岩附町四番地

N 144



謹<sup>つしん</sup>で新年<sup>しんねん</sup>の御慶<sup>おのこひ</sup>を申上<sup>まをしあ</sup>げます

新装華やかな一月の三越

四方<sup>よかた</sup>に輝<sup>かがや</sup>く初春<sup>はつはる</sup>の光<sup>ひかり</sup>うらゝかに、三越<sup>みつこし</sup>の装<sup>ま</sup>ひも一陽<sup>いちやう</sup>來復<sup>らいふく</sup>の華<sup>はな</sup>かさ、加<sup>く</sup>ふるに吉例<sup>きちれい</sup>の音<sup>おん</sup>樂<sup>がく</sup>に舞踊<sup>まげ</sup>に、和洋<sup>わやう</sup>とりどりの雅興<sup>みやう</sup>は、歡<sup>たの</sup>びと希望<sup>きぼう</sup>に満<sup>み</sup>つる新<sup>あたら</sup>しき年<sup>とし</sup>の首途<sup>くわいど</sup>を祝<sup>いわ</sup>ぎつゝ、只<sup>ひたすら</sup>管<sup>くだ</sup>皆<sup>みな</sup>様の御光<sup>ごこう</sup>來<sup>きた</sup>を御待<sup>ごまち</sup>ち申<sup>まを</sup>して居<sup>ゐ</sup>ります。

◆元旦、二日は年頭休業いたします

◆新年のお寫眞は……………三越へ

寫眞部に限り元日より無休にて營業いたします

大阪

三越